本速記録は、実際の発言者に発言内容の確認を頂いたものではありません。そのため、発言者が異なる場合や表記に誤りがある可能性があります。

# 第4回総合規制改革会議 議事概要

- 1 日時:平成13年7月10日(火) 10:00~12:00
- 2 場所:合同庁舎 4 号館共用第 4 特別会議室
- 3 出席者
  - (委員) 宮内義彦議長、飯田亮議長代理、奥谷禮子、神田秀樹、佐々木かをり、 鈴木良男、清家篤、高原慶一朗、八田達夫、村山利栄、森稔、八代尚宏、 米澤明憲の各委員
  - (政府) 石原規制改革担当大臣、松下内閣府副大臣、渡辺大臣政務官
  - (事務局)[內閣府]坂政策統括官、岡本審議官、梅村審議官、磯部審議官、竹内 審議官、吉原総合規制改革会議事務室長、長屋総合規制改革会議事務室 次長
  - (環境省) 太田事務次官、松本官房長、岡澤廃棄物・リサイクル対策部長、石原 水環境部長、小島官房審議官
  - (国土交通省) 小幡事務次官、河崎土地・水資源局長、山本官房審議官(都市・地域整備局担当、松野官房審議官(住宅局担当)
  - (厚生労働省)近藤事務次官、渡辺厚生労働審議官、中村大臣官房審議官(医政局・保険局担当)、真野社会・援護局長、石本政策統括官(社会保障担当)、坂本政策統括官(労働政策担当)
  - (文部科学省)小野事務次官、田中総括審議官、清水官房審議官(高等教育局担当)、加茂川官房審議官(初等中等教育局担当)、石川高等教育局私学部長

#### 4 議事次第

- (1) 重点検討分野における規制改革の在り方について
  - ・ 環境省との意見交換
  - 国土交通省との意見交換
  - ・ 厚生労働省との意見交換
  - ・ 文部科学省との意見交換
- (2) その他

# 5 議事概要

○宮内議長 おはようございます。定刻でございますので、ただいまから「総合規制改革 会議」の第4回会議を始めさせていただきます。 お忙しい中、皆様御参集いただきましてありがとうございました。

本日は、松下副大臣、渡辺大臣政務官の御出席をいただいております。なお、石原大臣 は閣議のため、途中から御出席ということでございます。あらかじめお断わりしておきま す。

当会議の委員といたしましては、生田委員、河野委員が御欠席でございます。

それでは、議事に入らさせていただきます。

本日は、環境省、国土交通省、厚生労働省、文部科学省の各事務次官の皆様に御出席をいただいておりまして、重点検討分野における規制改革の在り方につきまして意見交換をさせていただきたいということでございます。あらかじめ、御担当の主査の方々で整理していただきました重点ヒアリング事項を各省に配らさせていただいております。

本日はお手元にあります、この重点ヒアリング事項についての考え方を中心に、当該分野全体の規制改革の基本的な考え方について御説明をしていただくことといたします。非常にテーマが多くございまして、時間の制約がございます。短時間のやり取りとなりますので、効率的に実のある議論を行わせていただければということでございます。

そういう意味で、重点ヒアリング事項に絞って意見交換を行うということにさせていただきたいと思います。テーマが多うございますので、御説明は誠に申し訳ございませんけれども、5分程度でお願いいたしまして、各項目ごとに20分ぐらいを意見交換の時間に当てさせていただくということでお願いしたいと思います。

それでは最初に環境省においでいただいております。太田環境事務次官、御多用のところおいでいただきましてありがとうございます。それでは、早速、御説明の方をお願い申 し上げたいと思います。よろしくどうぞ。

○太田事務次官 環境省の事務次官の太田でございます。どうぞ、よろしくお願いいたします。座ってよろしゅうございましょうか。

# ○宮内議長 はい。

○太田事務次官 本日は、このような機会を設けていただきありがとうございました。また、諸先生方にはいろいろと御指導をいただいておりまして、この機会に厚く御礼申し上げます。環境庁は、環境省として1月6日にスタートいたしましたが、それ以降、4つの重点分野ということで行政を進めております。いずれも本日の議題に関係あることばかりでございますが、1つは温暖化社会への対応。2つ目は循環型社会の形成。3つ目は安心、安全ということから科学物質、PCB等の科学物質の対策関係。4つ目は自然との共生というような4つの重点分野を当面の行政の柱としておるわけでございます。本日は時間も

5分ということでございますので、簡単に4項目について申し上げさせていただきたいと 思います。

1つは「循環型社会の構築に向けた改革」。それから2番目は「土壌汚染対策」。3番目は「二酸化炭素排出の削減」。そして4つ目は「自然との共生」ということでございます。

資料をお配りしてございますが、資料のまず1についてでございますが、3ページをごらんいただきたいと思います。

まず、産業廃棄物関係でございますけれども、ここにありますように処分場の残余年数というのは3.3 年分しかなくなっております。一般廃棄物も12.3年ということでございます。また、不法投棄の年間件数というのは1,000 件を超えて、ますます悪質化しております。こうした大量生産・大量消費・大量廃棄型で、かつ自己利益型、あるは無責任型のごみ社会を、排出事業者、あるいは製造事業者の自己責任徹底型の循環型社会に変革するために、制度の見直しを行う必要があると考えております。

特に御指摘のありました廃棄物の定義、あるいは区分の見直しにつきましては、中央環境審議会におきまして、この夏から検討を開始することを、もう既に決めてございます。そういうことで、今後いろんな観点から廃棄物の見直しを行ってまいりたいというふうに思っております。特に廃棄物の定義の見直しに当たりましては、従来、豊島問題とか、あるいはフィリピンに対する廃棄物の輸出の問題でわかりますように、リサイクル名目で不適正な処理が行われる事例が後を絶たないことを踏まえまして、十分検討を行う必要があるというふうに考えております。

次に、第2点は、4ページの「3. 土壌汚染対策」でございますけれども、土壌汚染対策につきましては、人の健康の保護及び生活環境の保全が十分に図られますように、制度化を念頭に入れた検討を昨年の12月から行っております。できるだけ早急に検討を深め結論を出してまいりたいと思います。特に検討に際しましては、土地取引の円滑化にも資するように調査方法、あるいは土地浄化の在り方、あるいは土地情報の取扱い等についても検討を行うこととしております。

第3点は、次の5ページの「4.二酸化炭素排出の削減」、いわゆる二酸化炭素を含む 温室効果ガス排出の削減についてでございます。本日は温暖化対策閣僚会議及び本部会議 が行われる予定でございまして、そこで発表がなされる予定でございますけれども、ここ に書いてある数値は、そこで発表される予定でございまして、我が国の11年度の温室効果 ガス排出量と言いますのは、京都議定書の基準年、これは1990年でございますけれども、 それに比較しまして6.8 %増加しておるということで、京都議定書の6%削減ということになりますと、6とそれから6.8 を足さなければいかぬわけでございますけれども、その目標の達成のためには一層の国内対策の推進が必要であるというふうに思っております。

ここで、お話がありました環境税等の経済的手法につきましては、市場メカニズムを前提といたしまして、経済的なインセンティブによりまして、各主体の経済合理性に沿った行動を誘導することによりまして、政策目的を達成しようとする手法でございまして、地球温暖化対策としても、その有効性が期待されておるところでございます。

私ども環境庁時代におきましては、今、税調会長をやっておられます石先生が中心となりました石委員会というのをつくりまして、そこで2年間にわたり、この問題については検討を重ねてきております。

また、昨日の中央環境審議会におきましても、この議論がなされておりまして、小委員会、あるいは部会の報告が中間的になされたところでございますけれども、私どもとしては、環境税等の経済的手法を含めた各種政策手法の組み合わせによる政策パッケージ、いわゆるポリシーミックスについて審議を行っておるところでございます。今後、この経済的手法の具体的仕組みも含めた国内制度の在り方について、在り方を示していくということになっておる次第でございます。

最後に8ページの「6. 自然との共生」ということで、時間もまいっておりますので、 簡単に申し上げますと、今後、特に生態系が健全に維持されるということが大変人間生活 にさまざまな恵みや潤いをもたらすだけではなくて、人類の生存の基盤を確保する上で重 要だと。

しかしながら、その中にあって近年自然の改変が進み、さまざまな野生生物の絶滅の危険性も生じているということで、自然と共生する社会の実現ということで、先の国会で小泉総理の所信表明演説でも述べられておるわけでございますけれども、自然と共生する社会の実現ということが1つの重要課題でございますので、各省庁一体となって施策を進めていきたいというふうに思っております。関係省庁と連絡会も開催しておりますが、特に13年度中を目途に、現在、生物多様性国家戦略というのがございますけれども、この策定、改定作業を進めていきたいというふうに思っております。

なお、その中で特に「都市における干潟や森の再生、直線河川などの蛇行化など、各省 共同による自然再生型公共事業の推進」。あるいは、失われた生態系の再生修復というこ との施策を政府一体となって進めていきたいというふうに思っております。

以上でございますが、前回と言いますか、事務担当者の説明の中で環境アセスメントの

話が出されたというふうに伺っております。これにつきましては、また後ほど時間の関係でお答え申し上げたいと思いますけれども、それにつきましても我々の環境アセスメントをスタートしてちょうど2年経ったところでございます。また、その間の経験というものを踏まえて、制度の在り方と言いますか、どういうふうな形が最もいいのかということは検討をしてまいりたいというふうに思っております。

最後に、これはいずれを含めましても、実は我々今後100年間と言うか、22世紀に結び付けていくためには、環の国というのをつくっていかなければいかぬと。これは実は今日の午前11時から官邸で、全閣僚及び学識経験者が入っております『環』の国会議というのをつくっておりまして、ここで今日、11時からの会議で今後の方向を示す内容が提言されるということになっております。また、その提言につきましては、事務局の方にお届け申し上げたいと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○宮内議長 ありがとうございました。それでは、これから意見交換をさせていただきたいと思いますが、本件につきまして特に当会議の方で担当されました鈴木委員から、まず □火を切っていただきたいと思います。

〇鈴木委員 はい、鈴木でございます。ありがとうございました。 2 、 3 質問させていただきたいんですけれども、まず、廃棄物の定義見直しとか、産業廃棄物、一般廃棄物の区分という問題については、規制緩和 3 か年計画でも既に指摘しておるわけです。ここのところのペーパーでも検討を開始したというふうに書いてある。これは土壌汚染対策についても同じですけれども、検討を開始したのは大変結構なんですけれども、要するに検討はいつごろ終わっていくのか、そしてそのアウトプットというのは、例えば実効化とか何とかということを念頭に置いておられるのかどうかということ、それを第 1 点としてお伺いしたいと思います。

第2点は、リサイクルを行うに当たっては、廃棄物処理法上の業だとか施設の許可というが必要ですけれども、この基準が少し厳し過ぎないか。そのために新規参入だとか、あるいは動脈産業系の参入が阻害されていないのかということが指摘されておるところですけれども、この問題に対して、ここのところでは簡素化する、緩和すると書いてありまして、それでは簡素化してくれるんだなということなんでしょうが、これに対しての基本的な姿勢ということについてお伺いしたいと。

3点目は、不法投棄の問題で、これは豊島事件でもそうなんですけれども、その費用の 負担という問題について、いろいろ問題があったと聞いておる。そこら辺の費用負担問題 についてはどのような方向をイメージしておられるのか、特に土地所有者の問題を含めて どうお考えなのかということをお伺いしたいと思います。

以上、この3点をあれましまして、その後の問題についてはまたお答えをいただいた後でお伺いしたいと思います。

○太田事務次官 まず、第1点目についてお答え申し上げます。検討の期限ということは いかにということだと思いますが、この廃棄物問題につきましては、来年の末、今から1 年半を目途に取りまとめたいというふうに思っております。

したがいまして、その後、その結果を踏まえた措置、予算の措置とか、あるいは法律上の措置とか、あるいはその他の措置ということがあるかと思いますが、いずれにしても来年の末を目途に、この検討を終わらせたいというふうに思っております。

第2点の利用許可、あるいは施設許可の問題でございますけれども、廃棄物についてはいずれにしても、リサイクル目的であろうと、あるいは処分目的であろうと、結局、汚物、または不用物であるわけですから、不法投棄を行った方が得という性質を内包しているかと思うんです。

したがいまして、これまでの廃棄物処理法の歴史と言うのは、やはり規制の強化の歴史でございまして、例えば、平成9年、平成12年の廃棄物処理法の改正もそういうような内容になって、この4月からその内容の施行が行われたということでございますが、さはさりながら、その中によっても、やはり手続等について簡素化ができないかということのお話もございまして、私どもも必要ない、あるいは過重な負担というのはできるだけ避けたいということは同じ気持ちでございますので、この廃棄物の定義とか区分に掛かります検討、あるいは拡大生産者責任の強化というのと併せまして、簡素化というのは引き続き検討を行いますし、更に従来でも利用許可、施設許可を不要とする再生利用指定制度とか、再生利用認定制度というようなものが設けられておりますので、これの適切な運用を図っていきたいというふうに思っております。

それから、不法投棄についての費用負担でございますが、豊島のケースのお話がございました。豊島のケースにつきましては、原状回復命令という手続を経ないで、いわゆる総理府、今で言うと内閣府に置かれました公害調停に基づく特別なケースでございます。私どもの基本的な考え方は、不法投棄の原状回復というのは、やはり原因者の負担で行われること、それでなければ国民の理解は得られないと思いますので、それを基本として進めていく必要があると思いますが、原因者が不明であったり、あるいは資力がないという場合の対応、あるいは古い時代のそういうものについてどうするか、いろんなケースが考え

られます。そういうことで、そういうことにつきまして費用負担とか責任分担についても、 どういうふうな方法がいいものかさらなる検討は進めてまいりたいというふうに思ってお ります。

以上です。

〇鈴木委員 ありがとうございました。次に二酸化炭素の排出の削減の問題について、特にここのところでは環境税という言葉をお使いになっておられるという事柄で、しかもいろいろ検討も相当進められておるということなので、これについてお伺いしたいんです。まず、この環境税、これの対象というものはいかなるものとして、今、お考えになっておられるのか。炭素という問題だけの問題なのか、それともさらなる環境の問題を含んでおるのかという点でございます。

それから、課税の方法という問題についても、後ろの方にいろいろな試算が書いてありまして、恐らくこんな事柄をイメージしておられるのかなというふうに、今、読んだわけなんですけれども、その問題について御説明をいただきたい。

それから、しかるべきこういう炭素税という場合に税金が入ってくるわけですから、それの使途というものを一体どういうふうにお考えになっておられるのかという点であります。

更にここで環境税等の経済的手法を含めた各種政策手法の組み合わせのパッケージ、これは全くそれで言うことはそういうことだと思いますけれども、しかし、既存の環境関連にした直接的、あるいは間接的に関連した、例えば電源立地開発促進税だとか、あるいは自動車関係の諸税というものとの関係をどういうふうに整理なさるのか。パッケージをするというと、それに更に屋上屋という意味に取られかねないというような問題もあるかと思いますが、そこら辺についてどういうふうにお考えなのかという点についてのお考えを示しいただきたいと思います。

更にこの問題につきましては、私どものヒアリングしました過程でのあれですけれども、要するに経済産業省及び国土交通省とは、いささか意見が違っているやに感じました。そこら辺の調整をいかに図っていかれるのかということについてもお伺いしておきたいというふうに思います。

○太田事務次官 環境税と言った場合に決まった定義があるわけではないんだと思います。 広く言うと、環境に関する税制全体が環境税ということになるかと思いますし、先ごろ自 動車に対して低公害車なり、あるいは低排出ガス、低エネルギー車について固定資産税等 のいろんな対応措置が取られたということも広い意味では環境税だと思いますが、私ども ここで税制を検討しております1つは、そういう大きな問題も検討しておりますが、とり あえずと言いますか、京都議定書の目標を達成するためにどういうようなやり方があるの か、そういう中で税制が1つのポイントとして浮かび上がってきておるということでござ います。

そして、これから申し上げることは、まだ、これから議論を深めていかなければいけない。しかも、環境省だけではなくて、各省庁、あるいは各界の方々とも議論を深めていかなければいかんという話でございまして、これはここで申し上げる、これがすべてだということではございませんので、そういう前提でお話を申し上げますと、1つは今、京都議定書で求められているのは二酸化炭素を中心とする6つの温室効果ガスの削減。90年比でマイナス6%ということでございますので、そういうことを達成するためにどうするかということで、いろんなポリシーがあって、その1つのポリシーとして税制があるという考え方でございますから、その炭素が、あるいは炭酸ガスが減るという方向のインセンティブが働くような形での税制ということになるかと思います。

そういう意味では、いわゆる炭素、あるいは炭酸ガスというのが、その温暖化の中で議論されている場合の対象物質というふうになるかと思います。その課税標準、あるいは対象というのは全く同じことになるかと思いますが、人につきましては、これもポリシーミックスの1つとして、議論としては、そういう税収をいろんな形で、つまり温暖化ガス低減のために使えば比較的安い税率で効果があるんではないかというような議論がございます。そういうことでございますが、基本的には財源対策として環境税はあるということではなくて、温暖化ガス、京都議定書の目的を達成するために、インセンティブが働くような形での税制になるのかなというふうに考えております。

それから、各種手法の組み合わせ、既存のものとの関係というのも、そういう視点に立った議論ではないだろうかと思っております。それから、この問題は税制でございますから、総論では賛成と言っても、なかなか各論でいくと難しくなって、いろいろと議論が出てまいると思います。かつ、また経済産業省においても、それから国土交通省においても、それから自治省においても検討されている。私どもにおいても、先ほど申し上げましたが検討しているわけでございますし、そして、また政府税調、党税調でも検討されているということで、いろんなところで議論されることが大事なんだろうというふうに思っております。そういうことで、私どもとしては、その京都議定書の目的達成のためにどういう方策があるかという観点から、この問題を考えていきたいというふうに思っておる次第であります。

- ○鈴木委員 時間はよろしいですか。
- ○宮内議長 はい、もう少々。
- ○鈴木委員 それでは、それについてですけれど、お話で言うと、それを減らすのが目的だから一般財源にするんだというふうに聞こえるわけですけれども、そういたしますと、従来のもの、従来の環境に関連したもの、これがいろいろ変貌しようとしておるわけです。必ずしも環境直視型では、関連はするが直視型ではないというものを、それを直視型にしていこうという漸進的なと言うのか、そういう動きというものがある場合には、恐らくそれはそれとしてやっていくということになると、これは産業にとっては、これは完全な二重課税になってくるわけです。ということで産業の国際競争力の低下に対する議論が出てくるということが考えられるわけで、ここら辺は今の答えにもあって、いろいろそういう問題が各論ではあろうがという話に入るかもしれませんけれども、そこら辺の配慮をなさらないということについては、どういう考えなのかと、こういう点をお伺いしておきたいと思います。
- ○太田事務次官 済みません、担当の審議官からお答えします。
- ○小島審議官 温暖化対策でございますけれども、温暖化の対象ガスは6ガスでありまして、まだ6つのガスの範囲ということを決め打ちをしておりません。勿論、CO2が一番大きいわけでありますけれども、フロンも温室効果ガスでありまして、先ごろのフロンの回収破壊法の中では、フロン税を課すべきだというような議論も国会で行われました。そういう可能性自体を現時点でせばめておく必要はないということが中央環境審議会の議論でもございましたので、一応、温室効果ガスを削減するための税というふうに広く間口を取っております。先ほどの税でやるのか規制でやるのかと。
- 〇鈴木委員 ちょっと済みません。私の質問の趣旨は、環境税というものをお考えになって、その対象は何だということをさっきお伺いしたわけですけれども、それを一般財源としてお考えになるとすると、既往の環境関連の税金との間の二重課税が生じませんかと、それを聞いておるんです。
- 〇小島審議官 失礼いたしました。既存の税制は自動車関係、それから電源開発も含めましたエネルギーの関係がございます。それぞれの税におけるグリーン化という方向が1つありますし、あるいは炭素税というような形の新税というようなものもあります。いずれにしても、どちらの方向を取るかということによって既存税制との調整を図る方向が決まってくるというふうに考えております。既存税制との調整は必要だというふうに考えております。

○宮内議長 あと、御発言ございますでしょうか。よろしゅうございましょうか。大変時間にせかれておりますので、それでは以上をもちまして環境省のヒアリングを終わらせていただきます。御多用のところおいでいただきまして大変ありがとうございました。

### (環境省退室、国土交通省入室)

○宮内議長 どうもお待たせいたしました。引き続き意見交換の場でございますが、国土 交通省においでいただきました。都市再生分野ということでございます。

今日は御多用のところおいでいただきましてありがとうございます。大変テーマが多くて時間が限られておりまして、5分ぐらいで御説明をいただきまして、その後20分ぐらい取りまして意見交換をさせていただきたいということでございますのでよろしくお願いしたいと思います。

国土交通省から小幡事務次官を始め、幹部の方々においでいただいております。それでは、御説明をお願い申し上げたいと思います。

○小幡事務次官 それでは、私の方から2点御説明させていただきたいと思います。

まず、1点目は「不動産市場の透明性の確保」の問題についてでございます。

本件につきましては、地価が右肩上がりの時代には不動産への投資が土地の資産価値の増加を期待して行われてきた傾向があったわけでありますが、バブル崩壊後、商業地を中心に収益性を重視した実需中心の市場への構造変化が進む中で、収益性を重視した不動産取引の前提でございます売買価格、賃料等の情報に対するニーズが高まっているものと認識しております。この点を踏まえまして、不動産市場をより公正でオープンなものにしていくため、以下述べるような施策を進めているところでございます。

まず、第1番目に不動産鑑定分野においては、収益重視の不動産鑑定評価の充実を図るため、これまでもいわゆるSPC法に基づきます鑑定評価の際の実務指針等を策定し対応してきたところでございますが、更にこうした観点から13年度中を目途に鑑定評価の統一的な基準でございます不動産鑑定評価基準を改定することとしております。本年6月に国土審議会の方に土地政策分科会、ここに不動産鑑定評価部会を設置したところでございます。

2番目に、投資物件の平均的な収益性を示す指標でございます不動産投資インデックスの民間による整備を支援するため、14年までにガイドラインを策定する予定でございます。 3番目に、適切かつ円滑な不動産取引の確保の観点から、宅地建物取引業法において宅地 建物取引業者に対しまして、1つは媒介契約内容を記載した書面を依頼者に交付すること。

2つ目は、重要事項を記載した書面を依頼者に交付し、取引主任者をして説明をさせる

ことなどの規制を課すとともに、媒介業務に係る仲介手指数料については、いわゆる最高 限度を設ける等の消費者保護を図らせていただいております。

4つ目ですが、中古住宅市場を整備するため、住宅の質に係る情報が取引関係当事者に 十分に開示されることが必要でございます。中古住宅の売買等に当たり、住宅の現況を検 査し、必要に応じて耐震性能等についても表示する新しいサービスの導入、共同住宅の維 持管理等に関する情報を登録し、開示する制度の導入等を検討しているところでございま す。

次に2番目のテーマでございます。「都市に係る各種制度の見直し」について御説明申 し上げま。

まず、我が国の都市は、90年代以降の経済の低迷の中で、特に中枢機能が集積しております東京圏、大阪圏などが国際的に見ても地盤沈下しております。職と住の遠隔化にわる長時間通勤、良質な都市型住宅や少子高齢化等に対応した生活支援施設の不足、水や緑に乏しく景観への配慮も不足する潤いのない都市空間等多くの課題が山積している状況でございます。こうした状況を踏まえまして、我が国の都市を文化と歴史を継承しつつ、豊かで快適な、国際的に見ても経済活力にも満ちあふれた都市に再生することが必要と考えております。

また、都市再生を通じて、民間に存在する資金、ノウハウなどを都市整備に振り向けまして、更に新たな需要を喚起することにより、かねてから懸案となっております土地の流動化をもたらすだけでなく、経済構造改革にも大きく寄与することができるものと考えております。

これらの点を踏まえまして、災害に対する脆弱性、長時間通勤、慢性的な交通渋滞等我が国の都市の「20世紀の負の遺産」ともいうべき課題を、集中的に施策を展開することによりまして、早急な解消を図るとともに、国際競争力のある都市の形成のための交通基盤や情報基盤の整備、持続的発展可能な社会の実現のための循環都市の構築など、「21世紀の新しい都市創造」に強力に取り組むこととしております。このため、都市再生を図るために必要なさまざまな制度につきましても、これこそ聖域なく総点検いたしまして、改革を行ってまいりたいと思っておりますので、よろしく御指導をお願い申し上げます。

○宮内議長 ありがとうございました。それでは、意見交換をさせていただきたいと思いますが、当会議の方で本問題につきまして、主査を務めておられます村山委員から口火を切っていただきたいと思います。

○村山委員 御説明ありがとうございました。村山でございます。

地価公示の開示に間しまして、もう一つのペーパーの方で公開できないというふうに言い切っておられるわけなんですけれども、この地価公示の件と仲介市場の件について3点ほど御質問させていただきたいと存じます。

まず、1点目ですけれども、地価公示に対しまして、その中身が非常に不透明であると考えます。その地価公示の信頼性というものは非常に毀損されていると言うか、非常に低くなっていると思うんです。一物四価とも言われて、実際に海外の投資家のみならず、国内の投資家でもそうなんですけれども、来たときに、一体どの価格なんだということが全くわからない。こういった問題意識があり、かつ今、不動産の流動化が急務の中で、こういった情報開示というもの、それの最たるものが地価公示の開示であると我々は考えるわけです。その根拠の開示や、収集取引事例の開示が是非必要であるというふうに考えるわけなんですけれども、その信頼性を担保するという部分では政策的な見解をお持ちではないのか。要するに、公開を前提としないから出せないということで終わってしまうのかということです。

こちらの方に書いてありますように、鑑定評価部会を設置したりなさっているのはわかるんですけれども、これもそこの中でクローズの形でやられてしまうと、結局数字が出てこない、やはり一物四価で変わらない、もしかしたら一物五価になってしまうというような批判が出てくることは免れるないと思うんですけれども、それに対してどうお考えでいらっしゃいますでしょうか。

2点目は、似たような質問であるんですけれども、情報開示の後れによって不動産が流動化されないという問題の中で、今後日本の企業が保有している400~700兆円と言われている不動産が流動化してくる、その受け皿をつくるに当たって、Jリートのような法律改正をわざわざ御省の方でなさっているわけですけれども、それをやる際にも、やはり情報開示が最大のネックになっています。今、金利が安いですからうまくいくかもしれないですけれども、金利が上がってきたときに、リスクプレミアムという考え方を前提にすると、この情報開示が最大のポイントになる。つまり情報開示されないからリスクプレミアムが高くなり、地価が下がる。そういった政策的な部分で、政策援護のような意識をお持ちではないのだろうかと思います。

インデックスのガイドラインをつくられると申しますけれども、ガイドラインと言うのは、別に省庁でつくっていただかなくても、数字があれば民間でつくれるものですので、ガイドラインをつくられること自体を透明性とか、情報開示という形で持ってこられると非常に違和感があると思います。

3点目なんですけれども、中立透明な媒介意思契約の在り方というところで、こちらの方でも御説明いただきましたけれども、やはり規制改革という流れの中で消費者の選択肢を増やすということが必要なんではないかと思うんです。

それから、双方仲介の禁止云々ということよりも、消費者の選択肢を増やすということが必要だと思われます。ですから、これは買い手の立場に立っているのか、売り手の立場に立っているのか、それから、もしくは双方なのかということを明確化するというようなことも必要かと思いますし、それから、何で上限が3%なのかと。3%という根拠はどこからきているのかということもお伺いしたいと思います。それよりも、質と量に応じて自由に仲介手数料を変えることが、現在の世の中に求められていることではないのかなというふうに考えます。

確かにおっしゃられるのは、大きな物件では3%よりも低いところでやっているとおっ しゃられるわけですけれども、実際に不動産仲介会社の平均手数料率は4.5%でありまし て、上場しているところしかわからないですけれども、ほとんどが3%を取っている。

多分取引の半分は両手である。両手であることが必ずしも悪いとは申しませんけれども。ですから、上限を設けているだけであって、本当はもっと低いところでやっているとおっしゃるのは、実際の取引では全く違うわけです。その3%に何の根拠があるのかということと、これをやっておかないと悪いやつらが出てくるというような前提があるんだとすれば、それはそのマーケット・メカニズムというのを全く無視されているのではないかと思います。これから中古住宅流通市場の整備をセットでなさるんだとすれば、そのためのインフラづくりもなさっているわけですから、こういった仲介のところに関しても、再考なさる時期にきているのではないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

以上の3点についてお伺いしたいと思います。

- ○宮内議長 よろしくどうぞ。結構でございます、どうぞ。
- ○河崎局長 2点について、土地・水・自然局長でございますが、お答えをさせていただ きたいと思います。

まず、地価公示の問題でございます。今、委員の方から一物四価、五価というふうな話がありましたけれども、かつて公的土地評価について一物三価だ、4価だという議論があって、その話ではないと思いますので、その話はいたしませんが、一物4価、5価という、確かに不動産市場というのは、非常に個別取引の市場でございますので、なかなか同じものがあるわけではないですね。したがって、その場所場所によって、あるいは同じ場所であっても道路条件の違いだとか、敷地条件の違いによって取引というのは非常に千差万別

がございますので、なかなか素人が見て、ここでこういう取引が行われたから、その隣り の値段はどのぐらいだというのは非常にわかりにくい市場なんです。

○村山委員 だから、それを出してください。

○河崎局長 はい、それで、わかりにくい市場なんです。実はそういうことで非常にわかりにくい市場の中で地価公示というのは、全国の3万1,000 地点の標準地というのを決めまして、その標準地の敷地を前提にして、そこの値段を2人の鑑定士さんが、鑑定評価書をつくって、それを土地鑑定委員会という国の機関が最終的に公示価格を決めるというやり方を取っております。

そのときに、その鑑定士さんが、その標準地の鑑定評価をするために取引事例を、少なくとも5件ぐらい集められるわけです。そのときに取引事例というのは、いろんな取引がありまして、それを当該標準地に批准をするというふうな手続を行いながらやっているんです。

実は取引事例を開示したらどうかという議論があるんですが、これは地価公示の手続を 明確にしたくないから開示ないということではなくて、残念ながら我が国の土地市場にお いて個別の取引の事例を開示するということについて国民の皆さんの十分なコンセンサス ができておりませんので、例えば、税にしても、税情報というのは完璧な情報があるわけ ですけれども、これは出せないという状況になっていますし、それから宅建業法において も、宅地建物取引業者に対する守秘義務というのが課せられています。地価公示において も同じような守秘義務というのが足せられておる実態でございます。

その守秘義務をどうするかという議論も1つあるんですが、そのほか地価公示については実は鑑定士さんが任意の協力を土地取引当事者にお願いをして、もらうという性格がございますので、そのときに残念ながら鑑定士さんのいろんな話を聞きますと、例えば親戚知られたくないんだとか、だれかに知られたくないんだと、だからこの情報は出したくないと、いや、しかしそれは地価公示にしか使えませんからとか、鑑定評価にしか使いませんから個別情報は出しませんからということを一生懸命お願いをして情報の提供をしていただいているという現状がありますので、もしそれを積極的に開示するというのは、法律的な守秘義務の問題もありますけれども、それ以外に今後の協力が得られなくなるという問題がありまして、そうなると地価公示の、それこそ制度自身が非常に問題が出てくるという結果になるものですから、そこのところは我々は隠したいということではなくて、そこら辺の協力者との信頼関係の中で出さないというやり方を取っているんです。

ちょっと長くなっと恐縮なんですけれども、情報開示という議論をするときに、今、我

が国においては、国によっては例えば登記の中に価格情報が入っているような国もあります。フランスだとか、昔からスコットランドがあって、イングランドも最近やり出したということですけれども、税の情報というのがあります。我が国の場合には登記には価格の情報がありませんので、税にすべての情報が集まるということになっているんですが、その税に集まっている、恐らく年間土地取引170万件ありますので、その税に集まっている情報を出すのかどうかという議論だと思うんです。そこのところが残念ながら国民的コンセンサスがまだ得られていないんではないかということがあろうかと思います。

更に、もしそれを出そうというときに、実は生の情報を本当に一般の国民の皆さんに出すということによって、本当に有益かどうかということも検証してみないければいけないと思うんです。

というのは、先ほど来言っていますように、不動産の取引というのは非常に個別性があるものですから、個別性と同時にいろんな事情があります。例えば、不良債権担保不動産のために投げ売りをしました。その価格もその価格なんです。そういうものがわっとストレートに市場に出ていくということが、本当に市場にとって望ましいのかどうかと。その点で言いますと、例えば地価公示をやるときに、あなた方は不良債権担保不動産のために投げ売りをしたというようなやつ入れているんではないかという批判を受けるんです。そういうものは受け取りませんというお答えはしているんです。

○宮内議長 時間の関係もございますので簡潔にお願いします。

○河崎局長 そういうふうなことがあって、むしろ今、市場で求められているのは不動産 投資インデックスのような、地価公示というのは実は更地評価という評価方法なものです から、複合不動産取引のメルクマールになるにはいろいろと難しい問題があるんです。そ こで複合不産取引のメルクマールとしてどういうことができるかということで、不動産投 資インデックスというものに我々は焦点を当てて、その中でどういう情報の集め方をする か、それからどういう評価の仕方をするかということをガイドラインということで、民間 の方々が中心になって、民間の方々に我々は土俵を提供するという観点で大同団結しても らうような場をつくって、そういう前に進むような努力をしていきたいというふうに実は 対応しようと思っているわけです。

ちょと長くなって申し訳ございません。

○森委員 国土交通省としては、基本的にそういう情報開示をした方がいいというふうに お考えで、つまり守秘義務を守るということ自体何の意味があるのかと、土地なり不動産 の売買情報ですね、株なら公開してよくて、土地は公開してはいけないとか、不動産はい かぬとかいう、なぜそうなのかということについてお考えいただいて、基本的にやはり公開するべきだと言うならば、全取引事例をアメリカなんかが普通やっていますように、売買されますときに登記しますが、登記簿に売買価格も書くということで公開してしまえば簡単なんです。そちらの方を私どもはお勧めしたいと思っているんですけれども、基本的にどうお考えなんでしょう。

〇八田委員 関連で、この間、その登記簿に書くことについて法務省の民事の方に伺った ら、「登記自体は目的が元来違うから、それに使うことはできない。しかし、例えば国土 交通省で全取引についての事例を公表するということは、うちとしては何の問題もない」 と言われた。

更に加えて、「それを発表されることについて登記と別なものでやるのは手間だから、 元来の目的と違う登記に載せてもらうというようなことはできないか」とうかがったら、 「それはできません」とはおっしゃらなかったです。要するに元来の目的が違うから、それを公にすること自体は別なところが主体となってやってもらいたい、しかし、その結果を登記簿を利用して公表することは最初から否定するわけではないという印象でした。 ○河崎局長 法務省さんは、恐らくそういうお答えをされるだろうと思われます。日本の場合には、先ほども言いましたように税のところにすべての情報が集まっているわけです。 それを一挙に開示するということにできるのかどうかというような点だろうと思うんです。 それと、私は先ほど言いましたように、生の数字をそのまま開示する方がいいのか、それと、私は先ほど言いましたように、生の数字をそのまま開示する方がいいのか、それとも不動産投資インデックスのような、ある意味で投資のメルクマールになるような、ある意味では妙なものを排除したような、標準的な指標というもので提供する方がいいのか、 そこら辺も一つ議論としてはあり得ると思うんです。

基本的には、やはり不動産市場における情報の提供というのは我々基本的には大事だと 思っていますし、前向きに取り組もうと思っているんですが、そこら辺の税の情報を出し ましょうよというようなナショナル・コンセンサスというのが本当に今の時点で取れるか どうか。

そこら辺の問題と、それから、その生の数字わっと出して、例えば更地の取引もあれば、 複合不動産の取引もある、いろんな取引があるわけです。そういうものを生で出したとき に、何らかの形で何かしないと、余りいい情報にはならないだろうと思うんです。

○村山委員 それは更地であると、それからこれにはビルが建っていてどれぐらいの賃料が取れるんだというようなことをちゃんと合わせて開示すれば問題ないんではないでしょうか。

- ○河崎局長 済みません、賃料については。
- ○村山委員 賃料については、またいろいろ話が長くなるのでやめますけれども。
- ○河崎局長 賃料はなくて、外国でも賃料の開示をしているところはほとんどないんです。 だから、不動産投資インデックスという世界の中で、アメリカの方は民間のビルの管理の 協会がやっています。
- ○村山委員 ですから、申し上げたいのは、これは更地だと、これは複合不動産だという ことを定義して出せば、市場が、買いたい人が、投資したい人が判断することではないの でしょうか。
- ○河崎局長 ですから、そこのところを複合不動産評価としての投資のメルクマールになるような不動産投資インデックスみたいなやつが整備するような環境を整える方がよりわかりやすいのではないかなというふうに思っていますし、そもそもそれが出されればというところの前提のところがまだ十分煮詰っていないという問題もあるものですから、税の情報なんかは、我々は持っているわけではないんですけれども。
- ○宮内議長 ほかの御発言ございますでしょうか。
- ○森委員 今、残念ながら日本の都市、特に大都市は余り魅力的な状況にはないと。これは都市政策とか、都市計画の方向とかが大いに問題があったんではないか。我々が幾ら投資したり建築したりしても、すればするほど悪くなっていくと言いますか、建て詰まっていったり、スプロールしていったりしてしまうという状況を、やはり完全にベクトルを変えると言いますか、パラダイムを変えると言いますか、そういうことがまず必要で、要するにそういう意味でのグランド・デザインがまず必要なんではないのか。それと多分そのことに関していろいろ過去の経験則に照らして不安があると思いますので、例えば経団連なんかで言っております都市再生戦略地域というのをつくって、そこで徹底的にやってみるというようなことについて積極的にお勧めいただいたらどうかと思っているんですが、その辺はどうお考えでしょうか。
- 〇山本審議官 都市地域整備局担当の審議官でございます。我が国も、国際競争をしているような世界都市と言われる都市の現状がさまざまな問題を抱えているということにつきましては、委員の御指摘のとおりだという認識でおります。この現状を変えていくために、どういう方向で、どういう努力をしたらいいのかという点がポイントでございまして、私どもの認識は都市計画制度の運用において、土地をどういうふうに利用するかということを都市計画で定めますけれども、それが本来、こういう方向にもっていくということで決めなければいかん事柄が都市計画制度の運用で的確に決まっていないと、それがためにさ

まざまな、なけなしの努力をして建築活動、投資活動をしても、我々の望む方向に土地の 現状が変わっていかないということにあるわけでございまして、その現状を打開するため に、国民的なコンセンサスを得ながら、都市、特に世界都市と言われる都市の競争力を高 めるためには、こういう方向に変えていかなればいかぬということについての方向性を確 保する。そういったことを内閣を挙げて努力していくということだと思います。

都市再生本部で、今、努力しておりますのも、そういう方向でございまして、そういう 方向を定める一環として大きく土地利用を転換しなければいかぬ地域について、どういう 制度的な枠組みを用意したらいいか。どういう枠組みを用意すれば民間の都市投資を的確 に誘導することができるかという観点から、いろいろな制度的な枠組みを用意しなければ いかんという認識でおりますので、そういう取組みをしたいと思っております。

○森委員 もう一つ、済みませんが、再開発するにしても、地区制度を進めるにしまして も、基本的に着工するまでに最低3年間とか、いろんな手続を順次にやっていますと掛か りますので、同時並行的にいろいろな手続を進められる制度、あるいはそういう行政指導 と言いますか、そういうものをしていただきたい。

例えば、文化財を掘っている間、環境アセスメントをやっている間、近隣に説明している間、あるいは都市計画審議会にもいろんな段階、価格決定機関とか、みんな同時に説明して、同時に進行しておいていただいて、1年以内でまとめる。1年経ったら、とにかく土を掘るところから始められるとか、工事自体もまた順次先行してやれるといったような、そういうことをやっていただけないかと思っているんですが、その辺もいかがでしょうか。〇山本審議官 問題意識は、私どもも共有しているつもりでございます。いろいろな各省にわたる仕事、市区町村、都道府県、それから国と、それぞれ役割を分担しておりますので、おっしゃっているような手順を踏むと大変時間が掛かる。そして民間都市投資において、スピードということが非常に大事な要素であるという観点に立ちますと、いろいろな行政上追及しなければいかぬ価値を持っている行政機関が、一定の民間プロジェクトを企図されます事業計画に対応する形で、1つのテーブルに集まって、それぞれその民間都市開発事業を進める観点から何が問題なのかということを、同じテーブルで、同じプラットホームで議論した上で、スピードを持ってこれを処理というような枠組みが大事だろうと思っておりまして、どういう枠組みができるのか、これから努力して構築していきたいと考えております。

- ○村山委員 済みません、最後に情報公開の。
- ○宮内議長 時間ございませんので、簡潔にお願いします。

- 〇村山委員 ですから、申し上げたいのは、これは更地だと、これは複合不動産だという ことを定義して出せば、市場が、買いたい人が、投資したい人が判断することではないの でしょうか。
- ○河崎局長 税金の情報開示が進むかどうかというのがちょっと問題ですけれども、それ 以外の情報というのは、我々が地価公示で集めている情報というのは、先ほど言いました ように、任意の協力をいただいて、これは具体的な。
- ○村山委員 地価公示に関してはそうなんですけれども、例えば固定資産税等々の税金の 情報開示が進めば、それに対して国土交通省の方も合わせていただけるという認識でよろ しいわけですね。
- ○河崎局長 その合わせるというのは、よくわからないんですけれども、仮に税の情報が 出れば、それは具体的な実売価格が世の中に発表されるという効果にはなるわけです。そ れ以上、国土交通省がどうのこうのということではなくて、国土交通省はそれでも不動産 投資インデックスの整備というものが民間で進むように、これは努力をするという政策は 引き続きやりたいと思いますし、不動産鑑定基準の見直しということもきちっとやりたい というふうには思っております。

ただ、税の情報を出すということは、かなりハードルが私はあるんではないかというふ うに思っておるところでございます。

- ○村山委員 わかりました。
- ○宮内議長 大変数多くのトピックがあると思いますけれども、誠に申し訳ございません けれども時間でございます。

以上をもちまして、国土交通省のヒアリングを終わらせていただきたいと思います。今後とも、当会議との話し合いにつきまして、いろいろ御協力を賜りたいと思います。今日は、御多用のところありがとうございました。

# (国土交通省関係者退室)

○宮内議長 次は、厚生労働省でございますが、カメラが入りますので、御了承いただき たいと思います。

### (厚生労働省関係者入室)

#### (報道関係者退室)

○宮内議長 大変長らくお待たせいたしました。今日、御多用のところおいでいただきま して、ありがとうございます。

厚生労働省においでいただきました。実は、厚生労働省関係では3分野、人材と言いま

すか労働分野と、医療分野、福祉・保育等分野と3つの分野でございます。御関係の幹部 の方を含めまして、近藤事務次官においでいただいております。

誠に申し訳ございませんが、各分野ごとに5分ぐらいの御説明をいただきまして、あと15分~20分ぐらいというのが、大体1分野ごとの予定している時間でございます。したがいまして、5分掛ける3分野ということで、15分ぐらいで御説明をいただきまして、1分野ごと20分ぐらいずつ取りまして、意見交換をさせていただくという形で進めさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

- ○松下副大臣 もう前置きなしで、本論に入ってください。
- ○近藤事務次官 15分ということでございますので、この説明資料に基づきまして、逐一 御説明を申し上げたいと思います。

まず「労働分野」でございますが「円滑な労働移動を可能とする規制改革」ということでございますが、この分野につきましては、能力開発の推進、労働力円滑化のための需給調整機能の強化、こういったものを考えているわけでございまして、まず能力開発につきましては、委託訓練等の民間活力、公共職業訓練は民間活力を用いて充実したい。

それから、教育訓練給付につきましては、中高年のサラリーマン層等、重点的、機動的に 運用したいというふうに考えているわけでございます。

職業紹介事業でございますけれども、これにつきましては職安法、11年の12月に施行されておりますので、その後の施行状況を実態を踏まえまして、3年後に制度全体の見直しを検討したい。

年齢差別につきまして、今年の雇用対策法の関係で、努力義務が入ったわけでございま して、これを出発点といたしまして、検討を進めてまいりたいというように考えておりま す。

次のページでございますが、解雇基準の明確化でございます。基本的には、望ましいというふうに考えてございますけれども、これは労使の基本的な問題でございますので、今後関係者間におきまして、慎重に合意形成を図っていく必要があるというわけでございまして、今すぐということになりますと、これは判例の法文化ということにならざるを得ないんではないかというように考えております。

次のテーマでございますが「就労形態の多様化を可能とする規制改革」というものでございますが、まず有期機労働契約でございますが、この拡大につきましては、本年度中にニーズを把握いたしまして、見直しをしたいというように考えております。

労働者派遣事業につきましては、これは労働者派遣法の改正、これも11年の12月に施行

されておりますが、その後の施行状況を見まして、施行後3年後に制度全体の見直しの検 討を行いたいと考えております。

専門業務裁量労働制につきましては、対象業務の範囲の拡大について検討を行いたいと 考えております。

パート等への社会保険制度の拡大につきまして、年金制度に非常に大きな問題があるわけでございますけれども、これについては現在検討会で検討中でございます。次のページでございますけれども、16年度までに行います次期財政再計算におきまして、検討をしたいというふうに考えております。

次は医療分野でございますが「医療に関する徹底的な情報公開とIT化の推進等」いうことでございますが、医療に関しますと情報提供の推進というのは、積極的に進めたいというふうに考えておりまして、遅れております医療のIT化につきましては、今年度中にグラウンド・デザインを描きまして、IT化を推進したいというふうに考えております。 審査支払事務の効率化のための、レセプト電算処理も進めたいというふうに考えております。 す。これは、後ほど申し上げたいと存じます。

EBMの推進、電子カルテルの普及、日本医療機能評価機構による医療機能評価の実施 につきましても、積極的に進めたいというふうに考えております。

医療機関の広告につきましては、緩和の方向であるということでは間違いないわけでございますけれども、私どもは、ポジティブリスト方式で客観性がある情報など、検証可能な事項について、対象を拡大したいというように考えているわけでございまして、ネガティブリスト化したらどうかという御意見があるわけでございますけれども、ネガティブリストの中で典型的なのは、虚偽・誇大広告ということになるわけでございますけれども、医療の分野は未解明のものが多いわけでございまして、これを虚偽・誇大というのは、なかなか取り締まりができないんではないかというような感じでおります。

次のページでございますが、医療機関の経営情報の開示につきましては、一律に義務付けることが困難であるわけですが、将来投資の対処になるということであれば、当然情報開示の対象になろうというふうに思っております。

レセプト電算処理を原則とするということにつきましては、現在の状況、まだ0.4%に とどまっているわけでございまして、これを一挙に普及させることは事実上困難だという ふうに思っておりますし、例外的には将来的にも紙による請求は残らざるを得ないという ふうに考えております。

レセプト電算処理のメリットを示すこと等によりまして、医療機関の自発的な参加を促

すといったことの方が、実質上進んでいくんではないかというふうに考えております。

次の診療報酬体系の関係でございます。 DRG、PPSの関係につきましては、平成10年から5年間ということを目途にいたしまして、中医協で国立病院を中心にいたしまして検討を進めております。本年4月からは、民間病院も入れてDRGを調査しているところでございます。

公的な医療保険の守備範囲でございますけれども、国民医療として必要とされているものつきましては、基本的にはすべて対象にするという原則できたわけでございます。この原則は、今後とも堅持すべきものというふうに考えているわけでございます。

いわゆる混合診療の関係でございますけれども、これにつきましては、不当な患者負担の増大を招く可能性があるわけでございまして、やはり負担が伴うものにつきましては、一体のルールの中で行うべきものというふうに考えているわけでございまして、現在その制度といたしまして、特定療養制度というのがございますので、これの積極的な活用を図るべきものではないかというふうに考えております。

8ページでございますが「保険者機能の強化」の関係でございます。保険者機能の強化ということについては、重要な課題であるというふうに考えているわけでございますが、支払基金の関係で若干申し上げますと、ここに書いてございますように、全国約二十万の保険医療機関と約一万三千の保険者、あるいは実施機関との間におきます、年間7億5,000万件に上ります診療報酬の請求の事務をさばくためには、支払基金のような組織がどうしても必要ではないかというふうに考えているわけでございます。

しからば、保険者が審査をするということも当然あるわけでございまして、現行法上は 保険者が権能を有しているわけでございます。したがいまして、保険者と医療機関の間で 合意をいたしまして、支払基金を通さないで行う、支払基金と関係なしに行うということ であれば、それはごくまれなケースであろうと思いますけれども、対応は可能ではないか というふうに考えております。

9ページでございますが「医療分野における競争の導入と効率化」、これも重要テーマというふうに私どもは考えているわけでございますが、医療というのは、やはり人の生命、身体に関わるわけでございますので、非営利の原則というのを堅持したいというふうに私どもは考えているわけでございます。営利企業の参入ということになりますと、医療費の高騰にもつながりかねないわけでございまして、現在でも都市部においては、かなり医療機関が多いという状況にあるわけでございまして、医療保険制度の危機的な状況を考えますと、適当ではないというふうに考えているわけでございます。

ただ、医療法人の理事長要件の緩和につきましては、平成10年に要件緩和をいたしましたけれども、さらなる緩和に向けまして検討したいというふうに考えております。

医療材料の保険償還価格制度でございますけれども、12年の改正で大幅な改革を行いま した。今後とも内外価格差の対応も含めまして、適正な評価を行いたいというふうに考え ております。

10ページでございますが「福祉等・保育分野」の1番目で「施設介護サービスの均等な条件に基づいた民間企業の参入促進」でございますが、ケアハウスにつきましては、公設民営方式も含めまして、現在民間企業への経営参入ということを検討しているところでございますが、まだ最終的な決定までには至っておりませんが、その方向で実現したいというふうに考えております。

民間企業への施設整備の補助につきましては、「慈善、教育又は博愛の事業」への公的補助というのは禁止されておりますので、「公の支配に属する者」以外の者にしてはならないという、憲法89条の関係がございます。ずっとこういう解釈できたわけでございますので、この解釈を急に変えるというのは、難しいと思っているわけでございまして、社会福祉法人の制度も「公の支配に属する者」という形で考案されたわけでございまして、この整理は必要であるというふうに考えているわけでございます。

11ページにグループホームについてございます。グループホームにつきましては、主体によります参入規制はございませんが、悪質な業者も出てきているわけでございますので、その質の確保という点から、情報公開あるいは市町村の関与について、一定の規制を設けているところでございます。

次のページでございますが「保育サービスの拡充」でございます。

保育サービスの提供は、私どもはやはり子ども第一というふうに考えているわけでございまして、規制を緩和して児童の処遇の低下を招くというのは、望ましくないというふうに考えているわけでございまして、既に認可保育所の基準につきましては、定員基準を引き下げたり、あるいは都市部におきます設備、設置基準の弾力化について既に実施しているところでございます。

保育バウチャー制度という提言もあるわけでございますけれども、認可外保育施設まで 含めますと、悪質なサービスというのも数多く存在しているわけでございまして、そうい う意味で現行のシステムというのは、比較的効率的に運営されているという認識をしてい るわけでございまして、直接契約なりバウチャー制度を導入いたしますと、拡大していく ニーズに対応していこうとしている保育現場に混乱を招くんではないか、市町村の関与と いうのも、非常にあいまいになっているんではないかというふうに考えているわけでござ いまして、そういう意味で慎重な検討が必要であるというふうに考えております。

13ページの下にございます「保育・教育行政の一元化」の問題でございますが、御承知のとおり幼稚園と保育所は機能を異にしているわけでございまして、各制度の中で充実を図るということでございますけれども、これはたび重なるこの議論を経まして、両施設が連携を強化いたしまして、地域の実情に応じまして、設置運営が可能となるようになったわけでございまして、設置主体も双方が別々の、社会福祉法人が幼稚園を、学校法人が保育所をというふうな設置も可能になったわけでございますし、両施設の共用化の指針の策定もなされているわけでございまして、そういう面での整合性は進んでいるというふうに理解をいたしております。

14ページでございますが「社会福祉法人に関する規制の見直し」でございます。

社会福祉法人につきましては、先ほど申し上げましたように「公の支配に属する者」ということで考案された制度であるわけでございますけれども、ただこれにつきましても時代の変化に応じまして、設立要件の緩和とか、利用事業に関します収入に関して、使途制限を撤廃するという措置を講じたわけでございまして、資産制限につきましては、14ページの下の方に書いてございますが、特別養護老人ホームや小規模な障害者通所授産施設等を経営する場合については、民間からの土地の賃借を認めるなどの要件の緩和を行っております。

次のページでございますが、小規模な障害者通所授産施設やホームヘルプ事業の経営を 目的とした法人を設立する場合に、資産要件を1億円から1千万円に緩和いたしております。

「情報公開」につきましても、社会福祉法人に対して義務付けを行ったところでございます。

16ページの「生活保護法に関する規制の見直し」でございますが、生活保護制度、かなり古くなっております。広範な論点につきまして、更に検討を進めていく必要があるというふうに考えております。特に、扶養義務者のうち扶養履行を求める範囲につきましては、民法の規定との関係とか、今日の社会実態を踏まえまして、検討してまいりたいというふうに考えております。

医療扶助につきましては、これは社会福祉事務所への手続が必要になるわけでございますけれども、休日、夜間等の場合には、医療費の支払いをすることなく受診できる対応を、 自治体に要請し、そのようにしていただいているというふうに理解をいたしております。 医療扶助を国民健康保険で行うことにつきましては、国民健康保険に負担が集中するとい うことで、不適当であるというふうに考えております。

また、ホームレスの方々についても、生活保護の適用があるのは当然であると考えているところでございます。

以上、簡単ではございますけれども、ちょっと時間が過ぎましたが、3分野につきまして御説明申し上げました。

○宮内議長 ありがとうございました。それでは、3分野を分けて意見交換をさせていた だきたいと思います。まず、人材分野につきまして、当会議の主査をしております、清家 委員から御発言をお願いします。

○清家委員 清家でございます。私どもは、雇用あるいは労働市場の構造変化に対応した、 雇用・労働部門での規制の改革が必要だというふうに考えておりまして、先ほど近藤次官 が御説明になった内容の中にも、そういった問題意識が共有されているというふうに理解 しております。

ただ、ポイントはその改革をどこまで抜本的にやるかという程度の問題と、それからどこまでそれを速やかにやるかというスピードの問題だと思います。特に少子高齢化だとか、あるいは企業を取り巻く競争構造の変化だとか、人々の意識構造の変化といったような、長期的な構造変化に対応した規制改革が必要であるということは、勿論なわけですけれども、もう一つ、昨今労働市場の情勢が急速に悪化しているわけです。例えば、過去10年ぐらい見ても、失業率で言えば90年代の始めには2%そこそこだったものが、もう既に5%近くになってきているということで、この労働市場のありようが相当急激に変わっているということ。

更に、これから進められようとしている構造改革の中で、雇用問題が一層大きな問題になってくる可能性があるというふう考えておりますので、我々としてはより抜本的な、小出しの改正ではない、抜本的な改革を、しかもできるものは即時行うというような形での速いスピードで行いたいというふうに考えております。

そういう面では、問題意識は共有しているんですけれども、もしかすると厚生労働省の皆様には、予定外の作業と言いますか、御苦労をお願いすることになるかもしれないわけですが、その点は是非御理解いただいて、御協力をお願いしたいというふうに思います。 具体的に言いますと、例えば職業紹介の分野等については、料金規制を相当大幅に緩和する必要があるんではないかというふうに考えておりますし、また有期雇用や派遣労働については、その対象や期間を、これも相当抜本的に拡大する必要があるというふう考えてお ります。また、特に中高年の労働移動に関連して、年齢差別の禁止の問題については、少なくとも年齢要件を採用条件に付ける際に、雇い主にその説明義務を課するという程度までは、ルールを強化すべきではないかというふうに考えております。今日いただいた資料では、そういった点については、いずれも検討を行う予定というような表現になっておりまして、こういった我々の考え方に対して、どの程度までそれをやっていただけるかどうかということが、1つの御質問でございます。

もう一つ、スピードの問題が更に重要でございまして、例えば今日いただいた資料の中でも、職業紹介であるとか、あるいは労働者派遣についての規制は、平成14年の12月に見直しの検討を行うというふうになっておりまして、我々としてはこの問題の緊急性から考えて、これをもっと前倒しして検討を行いたいというふうに思っております。

あるいは、年齢制限の撤廃であるとか、有期雇用の問題についても、ニーズを把握して ゆっくり見直すというような表現になっているわけでありますが、この辺をもうちょっと 前倒しして検討していきたいというふうに思っております。

例えば解雇規制、あるいは解雇基準の問題等は、じっくりと合意形成を図るべきだという点について、これは私はおっしゃるとおりだと思いますが、そういったもの以外の、できるものについては、できるだけ早く検討に着手し、できるものから具体的な改革を行っていきたいと我々は思っておりますので、その改革の細かい点については、具体的にいろいろ議論させていただきたいと思いますけれども、改革のレベルとスピード、特に3年後の見直しというようなことが、ここに明記されているような問題について、もう少し早めに、少なくとも研究等を開始していただく御用意があるかどうか、ということについて伺いたいと思います。

○渡辺審議官 審議官の渡辺でございますけれども、今、清家委員おっしゃいましたけれども、私どもも労働市場の変化は非常に早く進んでいるというふうに感じております。特に、求人と求職等のミスマッチというのは、どんどん拡大してきているというふうに思っていまして、現在安定所に年間新規求人が500万ぐらい出るわけですけれども、実際には150万ぐらいしか充足されないというふうに、求人はあるけれども、これが求職者とマッチングしないというふうなことがあって、いろんな要因があるだろうというふうに思っておりまして、その中には今、委員が御指摘になったような有期の契約の問題とか、年齢の問題とか、派遣の問題とか、いろんなものもあるんではないかというふうに思っているわけでありまして、できるだけ労働市場の実態に合った改革というものを早期に進めたいという、基本的な姿勢は変わっておりません。

幾つか御指摘がありましたけれども、派遣あるいは職業安定法の手数料等の問題を含む、職業安定法の改革につきましては、これは法律を制定するときに、随分いろんな議論があったわけですが、3年後の見直しという規定が確かにありますけれども、私どもしましては、法律の見直し自体は法律に従って検討すべきかと思いますが、その前段階の実際の実態はどうなっているかというふうな調査、ニーズ、そういったものについては、できるだけ早く検討に着手をしたいというふうに考えております。

年齢差別の問題ですけれども、これは非常に長い間議論されてきた問題で、特に高齢者の雇用とも非常に関わりがあると思っているわけでありますけれども、今般の法律改正でようやく年齢については努力義務として要件を課さないようにしようということになって、初めてこういったことが法律上制定されたわけでありますから、これはもう少し実情と言いますか、運用と言いますか、これを見ていく必要があるんではなかろうか。そういったものを見た上で、年齢については更に厳しい要件を課するか、あるいは今、委員がおっしゃったような要件を付するときには、その説明義務を付けるかどうかといったふうなことは検討課題になると思いますが、これはまだこれからの施行ということでございますから、当面は方の施行を円滑にやっていきたいというふうに考えております。

- ○宮内議長 あと御発言ございますでしょうか。奥谷さん、どうぞ。
- ○奥谷委員 恐れ入ります。解雇基準の明確化についてのところで、清家委員の方はまだゆっくりとというお話ありましたけれども、これから不良債権処理等で中小企業等の倒産等がかなり出てくると思うんです。そうしますと、不当解雇の部分というものかなり増えてくるわけで、そういった意味でこの解雇に対する明確なルールづくりというのは、時期を長くしているというような状況ではないと思うんです。むしろ、これをもっともっと早く、前倒しに検討していく部分の必要性というのは、かなりあるではないのかと。判例の法文化を待って云々というのは、勿論それも必要なんでしょうけれども、そのスピード性というのは、かなり重要なポイントだと思うんですが、いかがでしょうか。
- ○渡辺審議官 この解雇の基準につきましては、判例の長い間の積み上げによりまして、 4つの基準というものが有名なと言いますか、既にでき上がっているわけでありますが、 この運用というのは、解雇する必要性があったかどうかとか、その人を解雇しなければい けなかったかどうか、そういった合理性があるかどうかということを、個別の事件につい てそれぞれ審査するということで、いわゆる解雇権の乱用というふうなことで審査をされ ているわけでありまして、この乱用の問題をはっきりと法律上明記する、こういったとき は乱用だというふうに書くというのは、なかなか難しい点があるかなというふうな議論も

しておるわけであります。

ただ、今、委員御指摘のように、これからいろいろ解雇紛争が出てくる。特に監督所に来る相談を見ましても、解雇と賃金不払いの問題が一番多いわけでありまして、この問題は重要な問題であることは間違いないというふうに思っております。ただ、今般の法律改正によりまして、個別の労使紛争について地方の労働局長が対応できるようになりましたので、純粋に労働基準法違反ということだけではなくて、もう少し広く一般の民事的な問題についても判断することができるようになったということがありますので、こういった点をこれからはまず活用しながら、不当解雇あるいは解雇の問題については、速やかに対応していきたいと今は考えております。

- ○宮内議長 どうぞ、八代さん。
- ○八代委員 全体の方向としては、おっしゃるとおりでいいと思うんですが、例えば派遣法とか職業法が改正されたときの経済環境と、その後の著しい失業率の上昇、更にこれから構造改革をしなければいけない、そういうときに更にまた一層の失業者が出るという恐れがあるときの、そういう緊急性ということをどう考えておられるのか、単にスケジュールどおりやっていけばいいんだということでは、とても失業者の受け皿として極めて有効に発揮されると思う労働者派遣とか、有期雇用の弾力化のような形での雇用機会の創出というものに対応できないんではないかと思いますが、そういう経済環境の変化に伴う緊急性をどう評価されているかということについてお聞きしたいと思います。
- ○渡辺審議官 確かに、法律の改正をしました2年ちょっと前と現在とでは、随分と状況が変わってきているというふうに思いますし、法律を改正して1年間の派遣制度を新たに導入して以後、派遣労働者の数も増えてきているというふうに認識をしておりますので、当時から既に1年では短いんではないかという議論がいろいろありましたが、常用労働との代替の問題、雇用の安定性の問題も併せて一緒に議論されたわけであります。

ただ、派遣労働が、特に新規学卒を中心にして、随分と伸びてきているという現実がありますので、これについては法律の規定は規定でありますが、先ほど申しましたように、 実情の把握をすると、どういった点に問題があり、どの程度のニーズが増えているかという実態の把握の調査は、できるだけ早く解消したいというふうに考えております。

○八代委員 まさにその点がポイントでありまして、派遣労働が当初予定をされなかった ような新卒派遣に使われているというのは事実ですけれども、それを悪いことと考えてお られるのか、だからこそそれで今でさえ深刻な若年者の失業を救ったと考えておられるの か、そこを是非お聞きしたいと思います。 ○渡辺審議官 派遣につきましては、従来はあらかじめ派遣をしてよかったら雇ってくださいという紹介型派遣というものは、従来は禁止されておりましたけれども、昨年の12月からこれが解除になりまして、今年の春の新卒者から初めて紹介を予定した派遣というものが施行になるというふうな状況でありますので、その施行の状況、どの程度派遣から紹介にいくんだと、本当に雇用に進むんだというふうなことも、実情を見る必要があろうというふうに思っておりまして、そういったことも少し見て、それで調査を始めるというふうな点で考えておりますので、今、直ちにというのはなかなか難しいかもしれませんが、できるだけそういった状況を早く把握をしたいというふうに考えております。

○宮内議長 あと御発言ございますでしょうか。それでは、時間に迫られておりますので、 次のテーマに移らせていただきたいと思います。

次は「医療分野」でございます。医療分野につきまして、当会議の主査を務めております、鈴木委員から御発言をお願いしたいと思います。

〇鈴木委員 鈴木でございます。最初にちょっと感想を申し上げますけれども、私もこの 分野というのは初めてあれしたんですけれども、普通の今までの世の中で当たり前な事柄 が、全然通っていない、しかも長い間通っていない、驚くべき閉鎖化石社会であるという のが率直な今の感想です。

その原因というのは、いろいろあると思うんですけれども、その中でこのペーパーなんか見てみますと、随所に表れてくる厚生労働省、厚生省とこれから言わせていただきます。その姿勢というのが腰が引け過ぎておるんではないかということがあるということを、まず最初に申し上げて、一番目の医療に関するIT化の推進についての質問に入らせていただきます。

まず、EBMとか電子カルテだとか云々については積極的に推進、これは何度も何度も 積極的に推進とおっしゃっておられるけれども、推進するということをだれがやるのかと いうことをもっとはっきりさせないと、推進のしようがない、厚生省はやってくれやって くれと言っても、やる人が進めなかったら進まない。EBMのガイドラインをつくるとい うものについても、これをだれがやるのか、私は要するにこういうルールづくりという問 題は、少なくとも行政、厚生省、あるいは中立公正な第三者的な機関でやっていくという のは、当たり前のことだと思います。

ISOの基準を、ようするに従業者や会社につくれとでも言うのか、こういうのと類似 した問題ですから、これを促進するに当たっては積極的に太鼓をたたくんではなくて自分 でやる、ということに考え方を改めていただかなければ、進むわけがないというふうに思 うが、どう思いますかということをお聞きしたい。

それから、広告についてもそうなんですけれども、広告というものと情報公開とは違う。 今後必要なものは情報公開だということをはっきり認識していただきたいというふうに思 うんです。また、この分野というのは情報公開すべき当然の理由がある。何となれば、そ れは国民の保険料負担というものと、税金というものによって大部分を賄われている、そ の世界の情報というものはディスクローズするのは当たり前のことですから、その認識に 立っていただきたい。

その後での広告というものは、さっき誇大広告でだれかが損をするということをおっしゃられたけれども、広告というのはいささか誇張するものが広告なんです。そんなこと気にする必要がどこにあるんですか、それからそれにだれがだまされるというんですか、ということに対しても時代は変わったと、かつて昭和22、23年のこととは違うということを御認識いただきたいということを思います。

医療機関の経営情報の開示について義務付けが困難と言うけれども、困難、なぜですか ということなんです。義務付けられることこそ、この世界の当然のことではありませんか ということを、さっきの同じ意味で申し上げておきますが、どう思われますか。

それから、一番ひどいのは、このレセプト電算処理を原則とするのについて、現在0.4%だとおっしゃっておられるけれども、なぜ0.4%なんだということになったら、それは禁止しておるからです。要するに、おたくの厚生省令第51号では、レセプトを電子を出すものは、厚生大臣の指定を受けた者というふうに言っている。それで、ある地域では決めている。例えば、兵庫だとか船橋市というのは、これは入っておるらしいけれども、それ以外のものは一つひとつ電子的手法をするときに厚生大臣にお伺いを立てて、指定を受けなければいけない。こうしておいて、普及するわけがないではないですか。

ですから、これは人為的にこれを抑えておるとしか言いようがない。したがって、この IT時代の成果というものを何ら享受していないということで、どこの病院でも計算を電 算機でやっているというのはもうほとんどなんだから、その計算機を最も簡単に利用する という、世の中の当たり前のことを、どうしてすぐやらないのか、この省令というは直ち に廃止していただきたいというふうに思いますが、どう思われますかということです。

これ一々言葉にして言いたくないけれども、例外的に 5 % や10% ぐらい紙にものが残ったって、それは当然であって、それで事態は改善しないとおっしゃっておるけれども、そうしたら残りの90% はあっという間の瞬間処理になり、残りの10% だけが手作業になる、これでどうして事態が改善しないんですかと、どうしてこういう理屈を付けるんですかと、

これはよくわからないということです。

最後は、自発的にはと言っていますけれども、これは今できることなんです。まず、これから変わっていく、そのためには省令を廃止していただきたいというふうに思います。 まず、この問題についての御返事をお伺いして、次に進みたいと思います。

○中村審議官 医療保険医制担当審議官の中村でございます。今、鈴木主査からいろいろ御指摘がありましたけれども、まずEBM、電子カルテについてでございますが、これまで厚生労働省といたしましては、EBMの推進、電子カルテ、こういったものについては、開発途上でございますので、研究費といったことで積極的に推進してまいりました。今後、EBMなり電子カルテなり、どういうふうに推進していくか、それぞれ役割分担があると思います。

例えば、コードの統一とかそういうルール的なものは、勿論行政が中心になってやるべきもの、それぞれのハードの開発、あるいはソフトの開発については産業界が、それを導入するということに当たっては、例えば電子カルテの導入などについては、医療機関がそれぞれ役割分担を持ってやるべきものと考えておりまして、先ほど次官から御説明申し上げましたとおり、こういうIT化の推進、医療分野についてのIT化の推進につきましては、近々厚生労働省として基本方針、グランド・デザインと呼んでおりますが、そういったものについて取りまとめて公表をしたいということで準備いたしております。

取り分け、御指摘がありましたのは、EBM、根拠に基づく医療でございますが、これを推進するに当たって、例えば診療ガイドラインというようなものが、こういう取り組みが進んでいる。各国でつくられている。そういう診療ガイドラインを、だれがつくるのかというお話だったと思います。ISOを引用されたのも、それは事業者がつくるというようなことはないということなので、それは国なり、あるいは中立公正な機関で診療ガイドラインもつくれというお話だと思います。

現に、この点につきましては、今いささか医療担当者側でつくりたいというようなお話があって、現在調整が必要とされているものでございますが、厚生労働省としては今、御指摘のありました、少なくとも中立公正な機関で診療ガイドラインがつくられるような、そういう方向でもって関係者の調整をしてまいりたいと考えております。

広告規制あるいは情報公開ということについての御指摘だったと思います。私どもも、 医療についての情報開示。これは積極的に進めるべきだというふうに考えておりまして、 例えば医療保険の方の請求書の開示。それからレセプト、これは診療の記録の開示ですが、 それぞれ求めがあった場合には開示する。患者さんの診療に支障があるような例外を除い て、開示すべきであるということで、そういう方針を出しておりますし、例えば日本医師 会の方でも、カルテの開示等については自主的なガイドラインを決めて、積極的に取り組 んでいるということだと思います。

広告につきましては、いろいろ御指摘がありましたけれども、医療については、例えばアトピーの問題などについても、相当ひどい報告があって、現に被害が出ているということがありまして、お言葉ではありますが、やはり身体、生命に関わることであります。例えば、医薬品につきましても、広告規制というものが行われておりますが、そういう定型的な物であります医薬品の広告規制も、なかなか難しいところがありますが、医療つきましては、さまざまな療法なりそういったものあるということでありまして、そこについての広告の問題については、慎重に考えるべきできないかと思います。

我々も、資料でお示ししておりますとおり、客観性がある情報については広告できるということでありますので、国民の皆さんが医療についてのアウトカムについて知りたいというお気持ちはよく存じておりますけれども、それについてはまさにEBMとか電子カルテとか、そういう医療情報の整備ということが必要で、客観的に比較可能な情報が得られるような環境整備をし、そういう情報について客観性が得られるんであれば、ポジティブリストに入れて公開していくという方向で考えてまいりたいというふうに思っています。広告規制につきましては、昨年の12月に成立いたしました医療法の改正で、このポジティブリストの方を大幅に拡大しておりますし、法改正の過程でいろんな議論が行われて、審議の結果対象を決めて拡大したという経過がございまして、この3月から新しいルールで広告の規制が緩和されて行われているというところでございます。

レセプトの電算処理についてでございます。私どもが提出いたしました資料について、やや後ろ向きな表現ではないかということでありましたので、若干そこについて簡潔に御説明申し上げますと、私どもはレセプト電算処理は進めたいと考えおります。十数年来これをやっておりますが、まだ普及率が0.4%にとどまるというのはたしかでございます。御提案の中で、こういう状況ではあるけれども、まず電子請求を原則にすべきではないかという御指摘でございました。この進まない理由は、我々の技術的に未熟な面が1つ。使い勝手がまだまだ悪いという、技術的に未成熟な部分が1つ。もう一つは、医療機関側で、こういったものが審査に使われるんではないか、あるいはより保険請求の審査が厳しくなるんではないかという、消極的な姿勢という2つの問題があるのが客観的な事実だと思います。

我々としては事務の効率化から言っても、電子請求が合理的だというふうに考えており

ますので、これは当然進めるべきだとは思っておりますが、こういう抵抗感がある中で、 省令などで、あるいは法律などで無理に義務付けたとしても、例外規定は残さざるを得な い。こういう状況の中で、原則電子化という義務付けをしても、かなりの部分が例外に残 って、思うような、そういった意味での促進効果がないんではないかということを表現し たくて、こういうふうに書かせていただいたということを、弁明ではありますけれども、 させていただきます。

今、御指摘の省令、スタート時点では電子請求というのは非常に例外的なものでございましたので、いろんな経過がございまして、地域指定なり地域指定以外のところについては、厚生大臣が指定する医療機関でなければ、電子請求が認められないということで、そこの省令についての廃止の方向で検討をすべきだという主査の御意見だと思いますので、その点については私ども、できればそういう方向で調整をさせていただきいと、その方向で検討をしたいというふうに考えております。

あと医療機関の経営情報の開示についてでございますけれども、それぞれ病院に会計基準なり、あるいは医療法人の会計準則なり、そういうものはつくらせているところでございますが、それを全部公開するかどうかということについては、それぞれの医療経営の守るべき秘密の問題もあろうかと思いますので、我々は医療法人制度などについてもより合理的なものになるように、これから検討したいと思っておりますので、そういう中で検討をさせていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

〇鈴木委員 ありがとうございました。さっき腰が引けておると言ったら、紙に書いてあるのは腰が引けておって、御説明では少し腰が前に来たような感じがして、喜んでおります。

2番目の診療報酬体系の問題に移りますけれども、この問題について、この原則は今後とも堅持すべきだと、堅持できればそれにこしたことはないわけです。しかし、その堅持が現実に財政との絡みでできなくなってきておる。それが、もう目の前に来ておるというのが、これが現実ではないでしょうか。若い人たちに、どんどんあなたの収入は全部払いなさいよというわけにはいかないですね。税金でやったとしても、結局逼迫してくる。そういう問題ですから、要するに、この問題をいかなる高度医療というものができても、それはすぐにあらゆるものが、必要性が本来非常に少ない、ないとは言いません。少ないものでも、必ずあれするんだという、その方針自体が破綻するところに来ておるということで、費用効果という問題を生命の問題に考えてはいかぬだのということは、すぐ言いたが

るんでしょうけれども、しかしそれを考えていかないと制度がもたない。制度がもたなければ、元も子もないということが言えると思うんです。もし、それを維持して、どうしてもやっていくんだと言ったら、それでは費用をどうするのか、社会主義そのものではないかというところで、行き詰まりがあると思うんです。ですから、そこのところは医療費の総額というものを抑制するという意味から、痛みを多少伴っても、やっていかなければならない問題だというふうに考えますが、どうでしょうかということです。

それから、いわゆる混合診療の問題については、不当な患者の負担を増大するというお話なんですけれども、しかしそのときには、これはさっき言いましたEBMの充実ということも伴って、医師がきちっと説明して、そしてその費用、それに対する効果というものをはっきりされれば、患者はもう選ぶという時代に入っておるんではないでしょうか。それが、要するにインフォームド・コンセントというものの道につらなっていくというふうに私は思いますので、かつての歯医者の金歯というようなイメージだけで問題を考えてはいけないという問題ではないかと思います。

解決策としては、その特定療養費制度というものの範囲を広げますよということをおっ しゃっておられるんでしょうが、そもそももつのかもたないのかというところから考えて いかないと、この問題は解決できないんではないかというふうに思います。

それに関連して、DRG、PPSというものが、現在考えられておる1つの有力な方法であると、これの精緻化を進めて、そして現実の実用化と、これまでの概念から言ったら、気の遠くなるような先の話みたいな感じがしますが、早急に進めないといけないと思いますが、以上の問いについてお考えを聞かせていただきたいと思います。

○中村審議官 ただいまの点でございますが、資料で言いますと 7 ページについてのお尋ねだと思います。主査から、診療報酬についてということで御指摘がございましたけれども、まず最初に触れられた点は、 7 ページの下の方、つまり公的医療保険の守備範囲の問題に関わる問題かと存じます。まさに御指摘は、これからの公的医療保険制度の持続可能性について、どう考えているのか。これまでの公的医療保険制度は、基本的に国民医療として必要な医療は、すべて公的医療保険でカバーするという原則の下でやられてきたけれども、それが今後維持できるのか。また、その公的医療保険の持続可能性ということから言えば、当然公的医療費は制約される中で、国民の求める医療を行うのであれば、公的医療保険以外の範囲の医療というものをつくらざるを得ないのではないか、それが混合診療の問題でございますが、そういう御指摘だと思います。

まず、第1点申し上げなければなりませんことは、公的医療保険の持続可能性について

は、まさに緊急の課題になっており、経済財政諮問会議の基本方針でも触れられておりますように、平成14年の社会保障分野における最大の課題でございますので、我々としてはまず公的医療保険制度の持続可能性というものが、クリアーになりますような改革を本年度中に取りまとめて、来年の通常国会に提出をしたい。短期的には、そういったことで考えております。

2つ目の公的医療保険の守備範囲の問題は、かなり議論になるわけですが、我々としても選択肢の1つということで、率直に言って省内でも議論されておりますが、一番難しいのは頭の中で公的医療保険のカバーすべき分野、その他の分野というふうに区別はしておりますが、現実問題として現にやられている医療なり、これから生ずるであろう新技術について、どういうメルクマールでその切り分けができるかということについて長い間議論されていますけれども、そのメルクマールが見付からない。それから、メルクマールについて合意が形成されない。また、もう一つは、そうは言っても、我が日本においては、国民が例外的な医療は別として、基本的な医療はすべて保険診療でカバーされ、すべての国民がそれほど大きい費用負担でなく、医療を受けられるべきだという主張が政治にも強くて、そこについては一種の合意があるということで厚生労働省としても一時技術料差額などについて、平成9年の抜本改革案で提案をし、審議会で審議はしていただきましたけれども、ほとんどすべての委員から反対されて、その提案というのは却下されたことがある。こういう経緯を経ているところでございます。

しかしながら、今後、臓器移植でございますとか、遺伝子治療とかもっともっと高額・高度な医療の出現ということが予測されますし、そういった中ですべて公的医療保険で賄えるかどうかということは、昨年官邸で行われました社会保障の有識者会議のレポートの中でも、その辺についての整理が必要であるということが指摘させているところであり、私どもとしては、今、直ちにその切り分けについて成案はありませんけれども、1つの重要な課題として取り組んでいくべきではないかと思っております。ただ、その際は国民の合意といったことが必要になるんではないかと思っております。

DRG、PPSというアメリカで開発され、ヨーロッパでも使われております手法、ヨーロッパではDRGの方が使われておりまして、PPSまでは行われておりませんが、それを日本の医療に導入するということについては重要な課題だと考えておりますが、主査の方から精緻化をもっとすべきだというお話がありましたが、率直に言って精緻化どころか、ここについてはまだ取っ掛かりがわずかにできたというところで大変立ち後れているところでございます。中医協でも平成10年に5年を目途にということですが、中間報告の

結果ではなかなか思うような効果が上がっていないということで、今年の4月から対象病 院も拡大して更に取り組もうとしているところでございます。

- ○宮内議長 時間の関係もございますので簡潔にお願いします。
- ○中村官房審議官 はい、でありますので、今後、ここもデータをそろえてDRG、PPSを実施していかなければならないと思っております。時間は若干掛かるということを申し上げたいと思います。
- ○鈴木委員 それでは、私の方も少し急ぎます。第3番目の「保険者機能の強化」の問題ですけれども、もともと本則保険者が直接審査して支払うという事柄になっておるのに対して、ところが実態問題としては昭和23年の通達、通諜と言っていましたけれども、これによって医療保険支払基金を通じなければならないという事柄になっておるがために、今日までその制度が続いておると、こういう問題です。ですから、これはさっきは、ごくまれなケースには、これができるでしょうだなんてことをおっしゃっておられましたけれども、まず、この通達というのはすぐ廃止していただきたい、本来保険者が審査をして自分で支払うべくだと、そしてその審査をした人は、要するに自分の支払保険料というものが赤字になっておるわけですから、その節減のために、やはり契約医療機関というものがの手段というものを組み合わせて、そして自分のところの保険財政というものを守っていくというのは、保険者の重要な役割。現在は眠れる保険者であることは間違いないが、だれが眠らせたのかと言ったら、通達が眠らせたということですから、この通達を要するに取っていだきたいということをお願いしたいというように思います。

これにつけても、要するにレセプトというものが、ここに審査支払いシステムを阻害しないことなんていうふうに書いておられますけれども、レセプトの電子化という、今すぐにでもできる、その問題というものが行われれば、これはいとも簡単な話なんです。だから、こういう事柄については是非進めていただきたいというふうに思います。

時間の都合がありますから、最後の「医療分野における競争の導入と効率化」に移りますけれども、まず、お伺いしたいのは、その医療法によるところの営利というものの定義は何だということを教えていただきたいということです。これをまず是非答えていただきたい。いろいろ調べたけれどもわからないということです。

要するにどなたでも、いろいろな金銭に関わる社会活動をやった場合には、収入マイナス支出と、収入と支出があると、その収入と支出の差を余剰と言いますということです。 その余剰というものは、これは例えば株式会社営利法人と、こうおっしゃっておられるが、 それをどうして結び付けるのかもわかないけれども、しかし、その株式会社は余剰の中から税金を払い、配当を払い、そしてかつ積み立てて将来の投資を考えるという極めて透明な計算手段でやっており、かつ行動しておるわけです。

では、医療法人の場合はどうなんだということになると、収入マイナス支出、イコール 余剰を出したら、これを営利と言うんですか、それを禁じられるということになるという と、余剰は出さないということなんですか、ということになるとどうするんでしょう。効 率化はしてはいけないという問題になるんですか、それとも効率化した結果というのはお 医者さんの収入にしろということを言っておるんですか、要するに、この営利の議論とい うのは意味をなさないということを私は言いたいわけなんです。

それが昔から営利を目的とした、こういう極めて抽象的、精神的な規定と言うのか、要 するにもうけ仕事でやったらいかんよという単純な俗語なんです。そこで23年に法律がそ んなことを書いたものだから、その営利という言葉だけが一人歩きして今日まできている と、同じ現象は弁護士法の中にもある、社会的正義の実現だとか、何とかというようなこ とがあると、これは法律的には意味のない話なんです。要するに精神訓話なんです。外で 議論すればいい、法律論の問題ではない。そこを手掛かりにして、株式会社がいかんと、 こういう議論をなさる。これはどう見たってロジックというのはなっていないというふう に思うわけです。ロジックがなっていないんだったら、それはいいけれども、しかし効率 性を阻害しておると、効率化をするインセティブを阻害しておるという大きな弊害を既に もたらしておるんではないかというふうに思うわけです。つまり、要するに新しい経営手 法というものを取り入れて、合理的、効率的な経営をやるという事柄、そういうものが相 競い合う、多くの業種というものが参入する、多くの形態のものが参入する、そして医療 全体としての質を高めていくという、そのインセンティブを入れるのが、多彩な人の参入 という問題であって、その入口を営利の一言で閉じるということは、これは極めて今日的 には、もう化石中の化石だというふうに私は思いますので、それについてお考えいただき たいということだけでございます。

さっきの理事長要件なんていうのは、これはもう当然な事柄て御廃止になるような意向 と承りました。結構なことだというふうに思いますが、以上について御説明ください。

○宮内議長 どうぞ。

○中村官房審議官 簡潔にということでございますので、御説明させていただきます。

まず、審査支払いの問題でございますけれども、支払基金制度というのは、先ほど御説 明申し上げましたように、多くの医療機関、それから多くの支払い者、その間のレセプト 請求事務というのを効率的に行う。それから保険者は審査の上に支払うというのが憲法上の規定になっておりますけれども、その審査事務を言わば共同して公正、公平に行うということという観点からつくられ、これが最も当時として効率的な制度であったということで進んできているわけでございます。先ほども申し上げましたように、保険者に審査権能、支払い権能があるのは当然でございますので、片方の中では、これはかなり効率的な制度として動いてきておりますので、その制度を阻害しないように先ほど申し上げましたように、保険者と医療機関の間で支払基金を通さずにレセプトをやり取りするということでありましたら両立するということでございますので、その方向で検討させていただきたいということでございます。

営利の問題につきましては、御指摘は医療界というのは、効率性がないんではないかということから、例えば株式会社などを入れて効率化を図ることが、医療界の改善につながると、そういうお立場からの御指摘だというふうに思います。

1つ申し上げたいことは、基本は医師が医療上の必要性と、利潤の追及という2つの引き裂かれた状況になるべき医師を置かないというのが基本の発想だと思いますし、株式会社の病院というのは、世界の医療提供体制の中でごく例外的、ヨーロッパではほとんどネグリジブルでありますし、多いと言われているアメリカでも、全体の25%ということで我々自身株式会社病院を入れるということが、それほど医療改革につながるというふうには思っておりませんし、それは正しい方法ではないというふうに考えており、るる数年来規制改革委員会でも、ずっと御議論をいただきましたけれども、公開討論もさせていただき、先に決まりました現在の規制改革3か年計画でも、かつてありました株式会社病院を導入するということは落とされたと、こういう経過があるということを申し上げたいと思います。

以上でございます。

- ○宮内議長 時間はまだあります。
- 〇鈴木委員 それでは、一言だけ言っておきますが、ヨーロッパであれして使われていないと、私が言っているのは、異業種のものをもっと入れなさいと、言葉は悪いがギルド的な固りになっておる世界に対して、そして切磋琢磨しなさいと、その手法として株式会社というものが入ってきても何が悪いということを言っておるだけであって、積極的に悪い理由を説明してください。ヨーロッパでは、やられていないとか何とかというのは理由にならないんであって、これを入れるとなぜ悪いんだということを、これをきちっと説明していただかないと、到底納得できないということを申し上げます。御返事いただかなくて

も結構ですけれども。

○宮内議長 時間がちょっと過ぎてしまいましたので、次の分野に移りたいと思うんでございますけれども、その前に、それでは誠に申し訳ありません、中途半端にならざるを得ない時間でございます。申し訳ございません。

次は福祉・保育の分野でございます。当会議から八代主査から御質問をお願いしたいと 思います。

○八代委員 いただいた資料の10ページから御質問をしたいと思いますが、まず、最初にこの一番下に書かれている、介護報酬や利用者の自己負担はサービスの類型ごとに決められておいて、こちらが指摘したような経営主体による差は存在しないということなんですが、これはちょっと認識がおかしいんではないかと思うんです。つまり、事実を申し上げれば介護報酬に関しては同じ重度の要介護者に対する同じ内容の介護サービスであっても社会福祉法人が経営する特養では36.7万円の施設介護費が掛けられている。民間老人ホームでは24.5万円にすぎないと、だから問題だからこれを何とか改善することで、これも規制緩和3か年計画に既に載っているわけで、今更こういう後退したようなことは言ってもらいたくないと思います。類型ごとに決められているのはそのとおりだと思いますが、問題はその類型が経営主体ごとに決められているということに問題があると、そういう当然のことを先に申し上げたいと思います。

それから、時間が限られているので、ごく2点だけに集中しますが、保育の点について お伺いしたいと思います。その前に、先ほどの次官の説明では、現行の保育制度は効率的 に運用されているという明確なお言葉がありましたが、この認識というのは本当に正しい かどうか。

例えば、世界一の水準の公立保育所ということがよく言われるんですが、今の世界一の水準の公立保育所では、延長保育は1時間のものでもわずか4割しかしていない。休日保育は1%にすぎない。一時保育は8%にすぎない。ですから、ごく限られた幸運な人を対象に世界一の水準のサービスをしているわけですが、それから取り残された人が劣悪な認可外保育所で100%自己負担でやっている。現にそういう保育所で多くの事故が起こっているわけです。

ですから、今の保育所の行政というのは、限られた人たちだけに最高のサービスを提供するけれども、それ以外の人は無視しているという極めてひどい状況で、私はこれが児童福祉法の精神に本当に合っているかどうか、それはとても効率的とは言えないような状況ではないかと思われます。ですから、その点について是非何が効率的なのかということを

もう一度きちっと御説明していただきたいと思います。

それから、待機児童解消ということがあるんですけれども、この待機児童解消の定義をきちっと明確にしていただきたい。これは果たして、認可保育所への待機児童3万人ということだけを考えておられるのか、それとも休日保育とか、そういうことが全くできていないためにやむを得ず、認可外保育所に通っている23万人の人たちは入っているのかどうかということです。23万人を無視してわずか3万人だけを対象とするのは、待機児童解消とはとても国民的な考え方は言えないと思いますが、それについてどう思われるか、それでそういう認可外というのは、認可になればいいんではないかということで、この23か所を12年の規制緩和で認可外から認可にいったということが誇らしげに書いてありますが、認可外保育所は1万か所あるわけで、この1万か所を毎年23か所ずつ直していったら430年掛かるわけでありまして、こんなのはとても対策というものになっていないわけで、そういうことが対策だと考えておられるのは、今の保育の事情に関して非常に問題ではないかと思われます。

お金を預ける金融機関でさえ、厳しい規制があるのに、大事な子どもを預ける保育所には営業の自由ということで、認可外であれば何の規制もない。指導監督基準というのがありますが、これも死亡事故が起こらなければほとんど適用されないというような状況で、是非こういう保育の状況というのを最優先で改善していただきたいと思います。

第2点は、社会福祉法人改革であります。現在の社会福祉法人というのは、その出資者の所有権が完全に否定されている法人でありまして、そこに多額の設備費を補助されている。その代わりに政府が厳しく書類上の監督を行うような仕組みであります。こういうものは、かつての措置制度ならば、それなりに機能したかと思いますが、今、何て言うか、高齢化社会の下で量質ともにサービスの拡大と充実が求められているような形で、こういう非効率的な社会福祉法人でどれだけ消費者のニーズに応えられるのかどうか、そこはやはりきちっと能力を持った民間のぎりぎりの規制をされていないような法人を導入すべきではないかと考えられるわけです。

そこで、憲法89条が持ち出されているわけなんですが、憲法89条というのは、慈善博愛 事業への支出ということを禁止しているわけで、11ページに書いてあるような施設整備費 なんてことは憲法には書いてありませんので、是非見ていただきたいと思います。そうい う慈善博愛事業の支出を禁止しているのは、それは結構ですけれども、何が慈善博愛事業 に当たるかは別に憲法には何も書いていない。これは50年前と今とは全然違うわけで、現 に憲法学者の間でも、そういう介護施設とか保育所というのは慈善博愛でやるべきもので はないんだと、これは公共サービスであると、したがって89条とは関係ないという意見も あるわけでありまして、そういう意味ではきちっと法律で定義すれば済むことではないだ ろうか。幸い局長の御発言でも、憲法との関係を整理すべきというふうに書いてあります ので、是非早急に整理して、この関係を明確にしていただきたいと思います。

以上でございます。

- ○宮内議長 どうぞ。
- ○真野局長 保育のお話がございました。私どもは効率的にというところに先生の御指摘がございましたけれども、我々としてはなかなか現在の保育というのは、いろんな問題も含みつつ、しかし、やはり高水準の保育サービスが保障されているんではないかと。
- ○八代委員 限られた人にということを。
- ○真野局長 そこは、おっしゃりますが、170万人の措置されていると言いますか、保育を利用されていると。22万人が先生のお話では、言わばその対象外ではないかということでございますが、それをできるだけ私どもとしては、公的保育システムに乗っけるような形を是非やりたいということで、いろんな分野での基準の緩和ということをやっておりまして、まだ23か所で、それで本当に大丈夫かということでございますが、言わば、先ほど来ございましたように、福祉の分野もいろんな営利法人が参入するということについて、いろいろ議論があった中で、昨年の3月にやっと踏み切ったわけでございまして、そういう状況の中で、いろいろ今、これから更に基準の緩和を行いましたので、私どもとしてはそういう方向を目指したいと。決していわゆる認可保育所以外の利用されている方々を無視した政策をするというつもりはございませんで、そういうところも視野に入れてやりたいと私どもとしては思っております。

それから、社会福祉法人の話がありました。私どもも社会福祉法人、これは非常に、言わば、資産を全部拠出をしていただきたまして、法人か解散するときには国庫に帰属するか、または類似の法人に帰属するというようなことで、先生がおっしゃように所有権は否定をされております。したがって、いろんな形の税制上の優遇であるとか、施設整備というのが出るんではないかというふうに思っております。

社会福祉法人そのものの基本的な考え方は、私どもはそれであるというふうに思います。 ただ、先生御指摘のように保育の分野でありますとか、介護の分野でありますとか、従来 の社会福祉法人と公的自治体が供給を賄えば、何とかなるというような分野と、それから 保育、それから先生御指摘の介護と、そういう分野、それが公共団体と社会福祉法人だけ で、その供給ができるかと、そういう御指摘に関しては私どもも先生のおっしゃるとおりだと思っております。

したがって、保育の分野については医療法人の参入というのも認めたと言うか、そういう方向を示し出したわけでありますし、それから介護の分野につきましても、先生から言われれば、まだ中途半端だという御指摘かもしれませんけれども、PFIというような格好で、そういう分野についても民間企業による参入というのを可能にするというような格好で、私どもとしては、そういう方向について考えていきたいと思いますし、それから社会福祉法人そのものにつきましても、ここに書きましたように、できるだけ要件の緩和をして、そして、やはり社会福祉法人もやはり民間としてのよさを私どもとしては是非発揮して欲しいと思っておりますので、そういうことが可能になるようにしたと考えているということでございます。

一番最初に御指摘をいただきました経営主体による差、これは先生の御指摘と私ども受け止め方の違いかもしれませんが、私どもとしては、サービスの類型ごとに決められておりまして、社会福祉法人であれば幾ら、自治体であれば幾らという経営主体による差はないと。先ほど先生の御指摘の部分は、介護報酬の施設の類型が私どもとしては違うと、先生は中に入っておられるお年寄りから見れば一緒ではないかという御指摘かもしれませんが、私どもとしては今の介護報酬の仕組みとしては、施設の類型が違うということであってそこに差が出ているということでございまして、主体による差を考えているわけではなくて、そこで行われているサービスの形態を介護報酬上どう評価をして出しているかというところでございまして、そこはちょっと見方の相違ではないかというふうに思います。〇八代委員 最後の点ですけれども、サービスはまさに受ける人の基準で見なければいけないんであって、受ける人が同じであれば、それは同じ報酬であるべきではないんですか、それをまさに言っているわけであります。そこは結構です。それを言い出すと、また長くなるんですが。

それから保育の分野でありますけれども、保育の分野で営利法人の参入を認めたということを何回も言われましたが、まさにそれは今、局長が考えている保育というのは、認可保育所の保育でしかないということで無認可の分野では、昔からいる法人は参入しております。ですから、常にそっちの方を無視して認可の対象、社会福祉法人の対象と言うか、ぎりぎり法律で縛れるものだけに予算をそそぎ込んで、それだけが厚生労働省の仕事だというのが私はまさに責任放棄であるということを指摘しているわけであります。

もし、23万人の認可外保育所も待機児童解消策の対象になっているんのなら、今のやり

方でいつまでにそれができるんですか、そういう見込みを是非教えていただきたいと思い ます。

○真野局長 私どもとしては、先日の男女共同参画会議での議論その他にございまして、3年間で毎年5万人ずつ供給量を増やそうと、言わば15万人を対象にしようと。22と15の差ということでございますが、この22万人すべてが、いわゆる私どもが考えている保育需要という部分になるのかどうか、実際に行っておられる方、それから利用形態もいろいろでございますので、私どもとしてはそういう形でやると。これまで供給量を増やしてまいりましたけれども、供給量を増やすと、ほぼ同量の需要が創出されているということでございまして、今の状況からすると今後3年間5万ずつ増やすというのは、実際問題としてはかなり厳しいと思っておりますが、それは総理の御指示もございますし、我々としては何とか、そこのところの努力をしたいというふうに思っております。

## ○宮内議長 高原さん。

○高原委員 それでは、議長から 1 分でやれと言われていますので、私は今の小泉内閣もグランド・デザインを示して、その中で目玉を、やはり国民に示すことによって、沈滞ムードを上げようというふうにしていますので、福祉・保育の分野でも、今日は4つのフレームを本当にバランスよく、大局着眼というような感じで御説明をいただいたんですが、いわゆるこの小局着手と言いますか、できるところをよりクリアーにして、この会の目玉にしていってはどうかというふうに思いますので、今日はちょっと時間がないので申し訳ないんですが、要望としてお願いしたい、そういうことです。

## ○宮内議長 あと、どうぞ佐々木さん。

○佐々木委員 済みません、簡潔に。私も子どもが第一と思っておりますが、急速に子どものために、待機児童ゼロ作戦も含めて保育園が増えていく中で、認可外というものがなくなるのが一番いいと私は考えていて、それがライセンス制のような形で基準とか、情報公開とかというものを求めていくのがいいかなと考えているんですけれども、そうなる場合の何か弊害や難しさがあるのでしょうか。

それから②が、今、申し上げたのは 0 歳~ 2 歳、あるいは 3 歳までですけれども、 3 歳 ~ 6 歳ということで、幼稚園と保育園、今、 2 つに分かれておりまして、勿論、この紙に書いてあるように、過去においては機能を異に各制度の中で充実を図るということですが、私のユーザーの立場からすると、もうそろそろ機能も一体化してきているので、制度を省庁が本当だった 1 つになっていれば、ユーザーからすると非常にかわりやすいと思いますが、この辺りを過去に伺いますと、合築をしていますとか、共同で運営していますという

ことなんですが、よく伺ってみると、同じ建物の門のところに2つの看板が出る、何々幼稚園、何々保育園と別々に出ると、そして中の教室も2つに分かれていて、教員も保育士も分かれていて、職員室が一緒だと、あるいは園庭が一緒に遊ぶことがあるというようなことで、入園する子どもたちも保育園に入るのか、幼稚園に入るのか初めに決めると、これであれば、私たち母親が考えている幼稚園と保育園の一体化とはちょっと違うのかなと思いますが、この辺りが何か厚生労働省側からして、幼稚園と共同で運営する、あるいはそれが一体化していくということに対する問題点があるなら教えていただきたいこと。

3つ目が、それらの論議の中で、常に幼稚園は4時間の教育であり、保育園は幼教一体論で8時間だというお話が出るんですけれども、この幼教一体論というものは、一体何なんでしょうか。過去の保育園ができるときに8時間、長い時間子どもを預かるために、そこに教育も散ばし、保育ということをきちっとまみるということの論だということを聞いたんですが、それはいつだれが言った論で、もしその論文があれば、お見せいただきたいというふうに思います。

最後に、このルールをつくっていく、提案をさせていただく中で、私が知りたいのは、子どもの教育や心理学的な調査、厚生労働省で過去にしたものがあれば、近々見せていただければと思うんです。というのは、保育施設をこれからライセンス制にするにしても、民間がどんどん参入してくる中で、私は0歳児から5~6歳児というのは1階か2階で育つべきだろう。3階以上で育った子どもたちの心理的な不安定というのがリポートが出ていたりしますが、そういったものに対して心理的な影響、教育の影響などのリポートが過去にあれば、これは後日出していただきたいと思うんですが、この中ですぐにお答えいただけるものがあれば教えていただきたいです。なければ後日お願いします。

○宮内議長 何かコメントございますでしょうか。

○真野局長 若干、聞き取り方が不十分だったかもしませんが、無認可保育所に対するライセンス制というお話でございますけれども、我々としては、認可保育所がまさにライセンスだと思っておりますので、できるだけそういうことが可能になりやすい条件整備をし、それから運営をされている方々に対する説得と言いますか、自らならないという方もおられるわけですから、そういうところは努力をしたいと思っております。

それから、幼保の一体化ということでございますけれども、これまでも私ども文部科学省といろいろ議論をしてまいりまして、先ほど次官が御説明しましたようなこともやり、また、実際に幼稚園教諭なり、保育士の共同研修ということもやりまして、そういう実際に保育に当たられる方の整合性と言いますか、レベルをそろえていこうという努力もこれ

までやってきております。

8時間ということでございますが、幼稚園側の4時間はともかく、8時間というのはまさに働くお母さんのために子どもさんをお預かりをするというところから出たわけでございまして、逆に言いますと、今であれば長時間保育ということになっているわけです。逆に言えば、お母さん方が朝早く行かれて、夜も遅くまで働かれる。または、働く時間帯がずれるということに対する、お母さん方の需要に対して保育所側が対応していこうということでありまして、今では8時間ということではなくて、私ども原則11時間お願いをいたしております。

それから、心理学的な調査でございます。これは私もここですぐお答えができませんで、 また、調べまして、御説明をさせていただきます。

○宮内議長 時間ばかりせかしまして、誠に申し訳ございませんけれども、あと特に御発言。大臣から御発言をお願いしたいと思います。

○石原規制改革担当大臣 重複はなるべく避けたいと思うんですけれども、実は今回の規制改革の中で厚生労働省の皆さん方にいろいろ御相談をさせていただいて、成案をまとめる部分がかなり部分、重要な点だと思ってきております。と申しますのは、雇用の部分については先ほどもお話がございましたように、不良債権の処理をしていくことによって発生するであろう失業者をどういうセーフティーネットをつくっていくのか。これからの21世紀、今、不採算部門、非効率な部分で働いている人たちを引き受ける雇用の枠組みも非常に重要になってくる。そこの点は非常に重要でございますので、年齢制限の問題、あるいは有期労働契約の延長の問題等、思い切った案を早急に是非とりまとめていただきたいと考えております。

医療の分野につきましては、これまで私も個人的に勉強してきたことがございますので、 7項目の私の意見を付けさせていただきましたが、鈴木主査の方からるるお話がございま したが、なるべく重複は避けさせていただきたんですが、レセプトの電子化というのがポ イントのような気がいたします。

私は税務をずっとやってまいりましたけれども、5年前に納税を電子化するという運動を成就させたわけですけれども、東京都の税務署だけ見ても107あるんですけれども、コンピュータがないんです。それを入れることから、どういうシステムを入れるかということまでやって、最初国税庁の側もかなりの抵抗感があって、それは要するにノウハウがないからゼロから勉強するわけですから、職員の人の訓練もしなければいけない。しかし、今でも東京、大阪の国税局管内は全部整備されましたし、それと併せて、電子化というも

の、0.4%ということは、これまで10年間やってきた政策は間違っていた。有効に機能してなかったわけですから、有効に機能するように電子化を進めていただきたい。それによって、診療報酬、支払いついても保険者と医療期間が直接契約等も解禁していくことになると思いますし、診療報酬、審査、支払事務の参入の自由化についしては、前向きのお話がございましたけれども、支払基金は特殊法人でございますので、これは廃止になるのか民営化になるのか、なくなる運命になると思いますので、新しいものを考えていっていただきたい。混合診療についても、やはり私も1歳の子どもを持っておりまして、そういうものがあればいいなという現実にそういう場面に直面しまして、詳しくは話しませんけれども、こういうものも時代のニーズではないかという気がいたします。

福祉分野でございますけれども、待機児童ゼロ作戦、総理も公約されておりますし、こ れに目掛けて実のあるものをつくっていただきたいですし、最後に出ております社会福祉 法人、これは実態はどこまで皆さん方がちゃんと把握されているのか。というのは、とき どき施設で虐待とか事件が出るとかに目がいきますけれども、いろいろな分野でここが参 入規制の障壁に社会福祉法人がなっているという話も聞きますし、私、旧総理府にいるん ですが、社教の親分が持っているビル、第2霞が関ビルから睥睨されているような気がし て、あのビルは一体何でできたのか。どういうことでお金がたまって、あんなすごいもの ができているのかということも今度お話し願いたいし、これは公益法人改革の外にいるも ので、是非ここにもメスを入れていかなければらないと思っておりますし、各市区町村に 社教というのはあるんですね。これも大きな問題で、有効に機能しているのか、ここがあ る意味で民間参入を排除する。社教に入ったら介護ビジネスもさせてあげますよという話 もよく聞きますので、この点の規制も取り払っていっていただきたいと考えております。 最後になりますけれども、石油公団が経産大臣が外国に行っている間に廃止が決まってし まう国でございますので、今まさに小泉革命が進行中でございますので、宮内議長は小泉 総理からの直々の任命で、今日いらっしゃる15人の委員の方は総理の諮問機関でございま すので、各委員の方々の御意見を十分聞いていただいて、急ピッチで7月選挙の前までに 小泉カラーの出る案を是非近藤次官、とりまとめるよう御協力を私からもお願い申し上げ て、ちょっと長くなりましたが、お願いに代えさせていただきます。

○宮内議長 ありがとうございました。大変時間をせかして申し訳ございません。

以上をもちまして、厚生労働省からの御意見をちょうだいいたしまして、終わらせてい ただきます。ありがとうございました。

(厚生労働省退室、文部科学省入室)

○宮内議長 大変お待たせいたしまして申し訳ございませんでした。今日は御多用のところおいでいただきましてありがとうございました。

それでは、本日の意見交換の最後でございます。教育分野でございまして、文部科学省 より幹部の皆様においでいただいております。

お待たせした後で誠に申し訳ございませんけれども、御説明を5分くらいでお願いいた しまして、あとの20分くらいで意見交換をさせていただくという形で進めさせていただき たいと思います。

本日は小野文部科学事務次官においでいただいております。よろしくお願いいたします。 〇小野事務次官 文部科学省の事務次官の小野でございます。私どもにヒアリング項目を 4点お示しをいただいておりますけれども、これと、それから御参考までに資料4という ことで「大学(国立大学)の構造改革の方針」というものをお手元に資料をお示してござ います。これに基づきまして、簡潔に御説明したいと思います。

まず第一点目の大学関係の1項目目でございますが、大学における研究体制弱体化の歯 止め、それから、競争的資金の拡充等をしろという御指示でございますが、資料4をごら んいただきたいんでございますが、今回、私どもの遠山大臣が国立大学等につきまして、 構造改革をする必要があるということで、3点の大きな柱を示してございます。

1つは、従来国立大学は一般的に教授会が万能でございまして、なかなか動きが鈍いという御批判をちょうだしておったんでございますけれども、その点、かなり私どもとしては改革をしたいということで3点出してございます。

1つは、国立大学の再編・統合を大胆に進めようということで、現在、山梨県には山梨大学と山梨医科大学というのがあるわけでございますけれども、こういったものについては、既に大学の中で統合の動きが出てきております。こういったものを我々として積極的に進めていきたいと思っております。

2点目に、国立大学に民間的発想の経営手法を導入しようということで、これは平成15年までに独立行政法人について、国立大学の方向を決めなければいけないわけでございますが、この時点で、私どもといたしましては、大学が独立行政法人になるわけでございますけれども、独立行政法人の枠の中にきちんと入れたいと思いますけれども、大学の独自性を生かしながらやりたい。その中で、特に民間的発想の経営手法を抜本的に導入したいと思っておりまして、役員や経営組織に外部の専門家を入れる。能力主義、業績主義をきちんとやっていこうと。

それから、学長や副学長の経営責任を明確にして、大学全体が機動的、戦略的に動ける

ようにしようということ等を導入したいと思っておりまして、新しい国立大学法人を今、 検討しておるところでございます。

3にございますように大学でございますが、第三者が客観的な目で見て評価して、それに対して評価結果に応じて資金を重点的に配分できるようにしようということで、現在、大学評価学位授与機構という組織をつくっておりまして、第三者評価を始めておるわけでございますけれども、これらを更に充実させまして、全面的に評価の結果も公開する。そして評価も固定しないで、トップ30の国公私の大学を世界最高水準に育成したいということは、まさに御指摘をいただいております大学における教育研究活動を活性化して、競争環境を整備しようということを考えておるわけでございます。

勿論、トップ30に手厚くということでございますが、これは分野ごとに考えておりまして、それも入れ替えも自由だし、評価をきちんとした上でやっていきたいということを考えているのでございます。

御指摘のございました4点でございますけれども、まず第一点の大学の競争的資金の拡充と、それによる研究者の雇用、博士課程学生の給与型支援などを行うことが必要ではないかということでございますが、この点につきましては、科学研究費補助金、いわゆる科研費でございますが、この拡充を進めてきております。科研費の競争的資金でございますけれども、科研費の中で、今年度から研究機関での雇用をできるようにいたしまして、その給与当も支給できるように制度改定も図りました。

また、科研費等の競争的資金を拡充する中で、研究者、あるいは博士課程の学生の声等 につきましても、その機会の拡充が図られるようにしていきたいと思っておりまして、こ ういった面の制度改善に努力したいと思っております。

2点目のポツの奨学金の関係でございますが、成績優秀者や意欲ある学生に対する奨学制度の一層の充実ということで、御指摘のとおりでございまして、特に成績優秀者につきましては、無利子の貸与を中心に、貸与月額を増やしたり、あるいは貸与人員の増員を図ってきております。今年度特に大学や大学院で無利子の貸与人員を約5,000 人増やしたところでございます。今無利子が約42万人、有利子が33万人、合わせて75万人に奨学金を支給しておるわけでございますけれども、充実をしたいと思っております。

特に意欲のある学生につきましては、有利子貸与事業を拡大したい。可能な限り希望に応えたいということで、学力基準や家計基準の緩和を図ってきております。そういったことで有利子対応につきましては、今年度大学、大学院で約二万八千人の増ということになっているわけでございます。今後ともこの御指摘も踏まえながら。努力したいと思ってお

ります。以上が大学関係でございます。

2番目の初等・中等教育関係でございますが、これも2点御指摘をいただいております。 これも初等・中等教育について、競争関係をつくるべきだという御指摘でございます。

まず最初のコミュニティー・スクールの創設を可能にする制度改革を早急に実施すべきではないかということでございます。この点学校の多様化を進めて、教育の質の向上を我々も図りたいと思っておりまして、先の通常国会で、例えば高等学校の学区制につきましては、学区制を設けなくてもいいという法律改正をいたしました。学区制の自由も図ったところでございます。

このコミュニティー・スクールにつきましては、さまざまな議論があるわけでございますけれども、私ども中教審にも御議論いただきたいと思っておりますが、設置基準を小中学校についてきちんと定めまして、そういった特色ある小中学校の設置ができるような制度を進めていきたいと思っております。

それから、コミュニティー・スクールの創設を可能にしろという御指摘でございますが、コミュニティー・スクール自体には、いろんな議論が必要でございます。私どもとしては、例えば幼小連携ですとか、小中連携の学校であるとか、例えばその地域で不登校児のために手厚く教育を行う小学校や中学校があってもいいと思っておりまして、そういったものが設置が機能になるように、早期に検討したいと考えております。

それから、4番目の学校が情報を開示し、適切に評価を受けるようにしてはどうか。生徒や保護者が学校を選択できるようにしてはどうかという御指摘でございます。この点、私どもが学校評議員制度というものをつくりまして、学校の運営につきまして、地域の方方の意見が反映されるシステムをつくっております。

それから、小中学校につきましても、従来かなり杓子定規的に通学区域が厳しく決められていた面が過去においてはあったのでございますけれども、今、大幅な弾力化を進めてきております。そういった意味で、今回設置基準を今検討しておりますけれども、設置基準の中でそれぞれ自らが自らの小学校、中学校がきちんと運営されているかどうか、父母の評価はどうかといったことについて、自己評価システムをつくりたいと思っております。そういった意味で、設置基準をきちんとつくる中で、自己評価がうまくいくように、それから関係規定の整備も行っていきたいと思っております。

現在、品川区等を中心に、学校選択の自由化がかなり進んでおりますけれども、文部科 学省としても、これはいいことだと思っておりまして、こういった生徒や保護者が学校を 選択できるようなシステムづくりにも努力をしていきたいと思っているわけでございます。 以上4点、私どもにヒアリング事項としてはお示しいただいておりますけれども、私ども としては、学校がそれぞれの地域の信頼に応えまして、学校づくりがうまくいきますよう に、施策を充実していきたいと考えております。

私からの説明は以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○宮内議長 ありがとうございました。それでは、当会議の方で教育問題の主査をなさっております米澤委員からお願いいたします。

○米澤委員 大学の活性化の問題と初等・中等教育のお話を、2つ我々としては議論に出しておりますけれども、おわかりと思いますけれども、背景については、大学の活性化、あいは研究の活性化ということは、産業イノベーションをいかに進めていくかということで、雇用を進めるか、増やしていくかという大きな目標につながっていっているわけです。その中で大学の研究、あるいはそこから出てくるいろんな発想の重要性というのを強く認識していただこうということなわけですけれども、まず、その点なんですけれども、私自身、研究者でございまして、長く日本の大学にいて、どういうところに一番問題があるかということを常に感じておりまして、そこについて、博士課程の学生の処遇というものが非常に低い。社会的にも低いですし、大学の中でも低い。そこを何とかすることが、大学の研究活性化で一番重要なものの一つだと感じているわけで、それに対する具体的な施策というのを是非示していただきたい。

いろいろ文部省さんから御説明をいただいていますけれども、どうも不十分なところが 多いので、そこをちゃんとしていただきたい。

2点目ですけれども、基本的にはコミュニティー・スクールのお話だと思いますけれども、だれしも矛盾を感じているんじゃないかと思いますけれども、日本の初等・中等教育の多様性のなさ、画一性の強さというのが一番強く感じられる中で、そこでどうやって新しいものを出していくか。それをある意味でお役所に任していてはしようがないんじゃないかという観点があって、コミュニティー・スクールを作り、地域の第三者機関によって基本的には運営をする。その中には先生の人事もありますし、カリキュラム編成もありますし、学級の編成、そういうものについて具体的にやっていきたい。それを公立学校としてやっていきたいという強い要望が出ていると思うんです。それを早く受け止めて、いろいろほかの会議で議論をされているとかおっしゃいますけれども、基本的、具体的にいっまで、どういうふうにやってくれるかといのが皆様が聞きたい一番大きなことではないかと思うんです。その辺についてまずお答えいただいて、ほかの教育関係の委員の方にも御質問いただきたいと思います。

〇小野事務次官 最初の博士課程の学生に対する経済的な支援の面でございますが、御指摘ございましたように、私どもしては、いわゆる科学研究費の中で、研究機関での雇用ができるように、13年度から雇用して給与を支給できるように制度改善を行いました。

それから、こういった科研費等を拡充していく中で、研究者や博士課程学生の雇用についてもきちんとやっていきたいと思っております。

その意味では御指摘を踏まえて、やってきたつもりでございますけれども、科研費の中で研究補助者として、大学院の博士課程の方を雇えるようにいたしました。こういった中で、そういった措置も講じていきたいと思っております。

それから、2点目のコミュニティー・スクールでございますが、御指摘ございまして、 私どもいろいろ検討しておるんでございますが、今年度中に小中学校の設置基準をきちん とつくりまして、そして、地域がある程度独自性のある小中学校についても設置できるよ うにしたいと思っております。

ただ、コミュニティー・スクール、1つ問題点がございまして、アメリカ型のものでございますが、公費できちんと支出をするということでございますけれども、うまくいかなければつぶれていいと。そこまではよろしいんでございますけれども、そこで学んでいる子どもたちが、2年まで学んだところで学校がなくなってしまったと。あと普通のところに行かなければいけないということも勿論、起き得るわけでございまして、その点はやはり我々として、従来型の公立学校にこだわる必要はないと思いますけれども、教育委員会がきちんと責任を持って税金を投入してもいい。ただし、設置基準の中で大幅に改革的なことができる学校にしたいということは可能だと思いますので、その具体的な道を我々としては探っていきたいと思っているところでございます。

○森委員 まず大学についてなんですが、地域的にとか、施設とか、いろいろ制約条件を付けていらっしゃいますが、特に工場等設置法と一緒に、大学の設置も都心部から外へ出すような方策が取られ、その手法として、各学校の1人の生徒当たりの土地の広さとか、難しい基準をつくって追い出されたという感覚で聞いておりますが、ある時期はともかく、今みたいな産学協同だとか、社会人教育だとか、生涯教育とか、いろいろなことを進めていく上に非常にマイナスになっていると言われますが、この辺を逆転なさる計画はないのかということが1つ。

もう一つは、大学・高校・中学・小学校というふうに、上に行くほど私学の数が多いし、 生徒も多いと。下に行くほど少なくなっている。驚いたんですが、本当かどうか。小学校 はたった1%しか私学に学んでいる子はいないんだと。世界的に見ても異常だと思うんで すが、なぜこういうふうになっているのか。こういう形がいいとお考えになっているのか、 その辺伺いたい。

念のために申し上げますと、都心区などでは、私学の小中学校は満タンで、定員オーバーしているが、公立の方はその半分にもならないで、だんだんつぶれつつあるけれども、一生懸命それを保持していて、1人当たりの学級が10人とか6人とかいう学校ができているにもかかわらず、まだ頑張っていらっしゃる。その辺から見ると需給関係は明らかに変わっているんじゃないかなと思うんですが、いまだにそういう状況であるということについて、非常に疑問だと思っているんです。その点お教えいただきたい。

○小野事務次官 2点ございまして、まず第一点の大都市の集中で、例の工場制限法がございましたけれども、これは国土交通省の法律でございますけれども、運用の面では、例えば産学連携をやるための新しい学部であるとか、社会人が都会で学びたいというものについては、積極的に設置認可で対応してきておりますので、決して一方的に窓口を閉めるという政策ばかり取っているわけではありません。

もう一点の、私立の小学校が非常に少ないという御指摘でございますが、これは設置基準がないから私立が少ないんじゃないかという御指摘も各方面からいただいておりまして、そうではないと思うんですけれども、設置基準がないといけないと思いまので、これは早急に制定をいたします。そして、ユニークな小学校であれば、つくる意欲が学校法事の側であれば、どんどん認めて私は構わないと思っておます。別に公立を守るためにやっていることはで全くございません。

一方、都心の中でドーナツ化現象で公立が統廃合がかなり進んできておりますけれとも、ある程度規模があった方が非違の面ではやりやすい面がございますので、それぞれの区や市町村で統合を今進めてきておるところでございまして、そういう意味で私学の小学校が少ないじゃないかということですが、これは私立の小学校の場合、義務教育が一応あるから、お金を払ってまでなかなか私学に行かないという意識が国民の間にある程度あったということもあると思いますけれども、我々は別に私立の小中学校をつくってもいいと思いますし、それなりにそれぞれ設置して構わないと思いますので、そこは積極的な行政を進めていきたいと思っております。

○森委員 今のお話は、やや消極的に認めてもいいというニュアンスにいずれも聞こえたんですが、大学などがむしろ積極的に、町の再生ということもございますし、新しい産業の活性化ということもありますし、もっと都心に設置、中心市街地設置と言いますか、そういう方向を進めているし、また、そのために難しい財産を持っていかなきゃいかぬとか、

物理的な条件を緩めるという方向で御検討いただきたいと私は真に思っております。

また、小中学校なども、そういう意味の設置基準が非常にやかましくて、都心でつくろうと思うと、運動場1つ大変なんですが、それが自分で持っていなきゃいかぬとか、あるいは建物は独立して建っていなきゃいかぬとか、いろんな基準を難しくしてつくれないようになさっているような感じもしますが、そういうことも是非こういう、コミュニティー・カレッジという、都市の中だと、商店街の中に学校をつればいいんで、学校だけは山の上につくるとか、町から離れて静かなところにつくるんだという、ある種の固定観念で、世界から隔離してつくるという考えをやめてほしいという意味を含めて、コミュニティー・スクールなどもどしどし推進してほしいと私は思っているんですが、もう一度いかがでしょう。

○小野事務次官 設置基準につきましては、我々もどんどんいろんな私学ができるような 形でつくりたいと思いますので、決して決めたらつくりにくくするということは全く考え ておりません。つくりやすくするためのものを考えたいと思っております。

○八田委員 先ほど奨学金には、無利子も有利子もあるとおっしゃいました。しかし、無利子の奨学金は、インフレのときには非常に有利に働きますが、インフレでないときにはそうありがたみがありません。非常に恣意的なものです。それよりは、すべて有利子にして、利子もインフレに連動させる形にする。その代わり奨学金の規模をうんと大きくして、授業料の高い大学に入る人には多く貸し付け、多くの人がその恩恵を受けられようにする必要があると思います。こうすれば、間接的な私学助成になります。学生に奨学金を払うことによって、学生がそのお金を自分が選んだ大学に授業料として支払う。学生自身はそれを出世払いで払うから、高額な授業料の大学でも自分がそこに行く価値があると思えば、国からお金を借りていく。現行の直接的な私学助成からこのような間接的な私学助成中心の仕組みにしていくというお考えはあるでしょうか。

○小野事務次官 例の有利子の奨学金でございますが、これは近年特に大幅に延ばしてきておりまして、意欲のある人はできるだけ自己責任で借りられるようにしようということで、これは大幅に拡充をしてきております。

そういう中で、お話にございましたように、インフレとかにかかわりなく、利息もそんなに高くございませんから、本人の責任において、しかも、選択できるように、例えば本人が5万円なら5万円、8万円でもいい、10万円でもいいと幅を持たしておりますので、その点はかなり御要望に沿っていると思うわけでございます。

ただ、無利子の方も、成績優秀だけれども、経済的に非常に苦しいという方はいらっし

やいますので、勿論、今金利が下がってきておりますから、昔に比べれば減っておりますが、有利子は有利子なりにまだ必要な面はあると思っているんでございます。

一方で私学助成につきましても、私学の教育研究条件を整えることも重要でございますので、勿論、学生に対する支援を行うとともに、機関補助もそれなりに有意義なことがあるわけでございます。今回、トップ30を育てていこうという中に、勿論、私学も入ってくると思いますけれども、いろんな研究でお金が掛かる分には、国が責任をきちんと負っていくということも必要だろうと思っておりますので、そこは是非御理解を賜りたい。

○八田委員 私学への研究助成は、私学補助ではする必要はありません。大学の公私とは 関係なく、研究補助を研究者に直接与えればすむと思います。

○小野事務次官 科研費も勿論やっていきますし、やはり学校法人が自らの意欲を持って研究活動に取り組んでいただけるように条件整備で最低限のものは必要だと思いますので、今、経常費補助が約12%くらいの国庫補助にすぎないわけですので、それはそれなりに重要だと思っておりまして、奨学金も努力いたしますし、私学助成についても努力しなきゃいかぬと思っているところでございます。

○佐々木委員 手短に3つです。

コミュニティー・スクールなんですけれども、先ほど進めていきたいということだった んですが、これは聞き取れなかったのかもしれませんが、今年度中とおっしゃったんでし ょうか。どの程度のスピードで進めて。

- ○小野事務次官 設置基準を今年度中につくりたいということです。
- ○佐々木委員 わかりました。あと、公立の小学校とか、人事権がないということで、なかなか公立の小学校の先生の悪評を、2歳と6歳の子どもがいるんですが、周りで聞くんですけれども、こういった人事権みたいなものを公立小学校の校長先生に委譲していくという動きは期待できるのでしょうかというのが2点目

3点目、幼稚園なんですけれども、幼稚園の預かり保育という形で、私立の約70%の幼稚園が延長保育をしていると聞いていますけれども、平均が2時間だとも聞いておりまして、これはニーズがあれば、その8時間とか10時間ということを幼稚園としてあずかり保育をすることが可能なのでしょうか。この2点を教えてください。

○小野事務時間 1点目の公立小中学校の人事権の問題ですが、今国会で実は法律改正を お願いして成立したんでございますが、いわゆる指導力不足の教員については、教員とし ては無理でも、ほかの仕事ができる方については、ほかの仕事に就いてもらうめたの法律 上の制度をつくりました。一番父母から不満がございました問題教員は、本当にだめな人 は首にいたしますが、そこまで至らないけれども、教育として不十分だという人は、教員 じゃなくて、ほかの事務の仕事に移ってもらえるような法律改正をいたしました。

それに関連いたしまして、校長の意見を人事上反映させようということで、これも法律 改正をいたしまして、今、県教委が人事をしているわけでございますけれども、校長の意 見が市町村教諭を通じて県教委へきちんと届くように、書類も届くようなシステムをつく りまして、校長の意見を十分勘案できるようにしたいと思っております。

ただ、最終的に校長だけの判断で採用するかどうかというのは、正直難しい面があるわけでございまして、これはある程度規模の利益と言いますか、山の中の学校ですと、本当にだれも来てくれませんから、やはり県全体で人事をして、僻地交流で山の中の学校にも先生が行ってもらえるようなシステムを今つくっておりますので、そのいい面は生かしていく必要があると思っております。

お話のように、校長の意見を更に尊重する必要はあると思いますので、法改正とともに、 運用面でも校長の意見が反映できるようにしたいと思っております。

幼保の預かり保育ですが、これは。

〇田中審議官 幼稚園の預かり保育につきましては、幼稚園におきましても、一生懸命預かり保育をしてほしいということで、文部省も指導しておりまして、預かり保育をするところに、特に私学については、私学助成も対象としておるところでございます。今おっしゃられた何時間までできるのかというのは、今調べておりませんので、後刻御報告したいと思います。

〇小野事務時間 1点だけ、文部科学省では、この10月から本省の中に保育室をつくりまして、夜10時まで預かれるようにしたいと思っております。そういう努力もしておりますので、是非御理解を賜りたいと思います。

○米澤委員 コミュニティー・スクールの話にちょっと戻りますけれども、先ほど小野次官がおっしゃいましたけれども、そういうふうに第三者機関に運用を任せると、学校はつぶれてしまうんじゃないかということをおっしゃいましたけれども、第三者機関がしっかり運用するわけですから、そういうことはまず考えられないわけですし、それをいかにサポートしていくかというのが住民であり、国であり、自治体であると思うので、そういう形で心配だからやらないということをおっしゃられると、国民は納得しないんじゃないかと思います。

○小野事務次官 決して心配だからやらないというのではないわけでございまして、私ど もはコミュニティー・スクールのいいところは生かして、まさに住民の期待に応えるのが 教育委員会の役割だと思いますので、住民が本当にそういうものが必要だという強い声があっておつくりになる。設置形態の仕方はいろいろあろうかと思いますが、例えば公設民営のような、お金は教育委員会が出すけれども、設置形態は私学であるということもあり得ると思いますので、そういった幅広い、従来の形の公立学校のイメージではない、新しいイメージの学校ができるような設置基準なり指導をしていきたいと我々は思っているんでございます。

○米澤委員 教育委員会から上から下に降りてくる。それですべてが決まっていくという 印象を非常に強く国民は持っていると思うんです。それはある意味で誤解かもしれません けれども、諸悪の根源じゃないかという方までいらっしゃるんで、そういう疑問を払拭す るような形で新しい政策を、それも時間を限って早く出していただかないと、怒りが爆発 するんじゃないかという感じがしてならいないんです。

○小野事務次官 教育改革、私どもは今回、学校がよくなる、教育が変わるということで、 6本の改革法案を出しましたけれども、今、国民の皆さんにキャンペーンを行っておりま して、各地で従来とは違うんです。学校をよくします。お父さん、お母さん、是非教育に 参加してほしいということも申し上げておりまして、教育委員に、普通のお母さんが入り やすくなるような法改正も今回行いまして、従来教育委員は大体仕上がった会社の社長さ んだとか、弁護士さんだとか、校長のOBの方とか、かなり年齢が高かったんですけれど も、今回の法律改正で、若い保護者の方も選べるようにしましたし、学校評議会もつくっ ておりますし、住民の意見が、教育委員会、学校に届くようなシステムは是非強化してい きたいと思っております。

○森委員 グローバル化の時代ですが、2つ申し上げたいことがあります。

1つは、日本の児童が英語がしゃべれるように、聞けるように、なかなかならないんですが、私が確認しましたところ、例えば上海辺りでは非常にそういう教育に熱心で、幼児のときでないと十分に音を聞き分けられなくなるというので、幼稚園から教育をして、小学校3年生のときにはかなり会話ができるようになるということを始めているそうです。

そういう意味で、耳から入れる教育というのをもっと積極的にやるべきじゃないか。私自身しゃべれなくて、RとLの区別かつかなくて弱っているんですけれども、こういうことがないように何とかやれないものかということが1つです。

もう一つは、海外からの留学生が一向に増えていない。宿舎などをつくっても、なかなか来ない。というのは、日本語をある程度勉強してからでないと、とてもじゃないが来られない。だから、ODAの資金などを使って、向こうで日本語教育をして送るという仕組

みができないのかということです。

これは日本を理解している人、アメリカ並みとまでは言いませんけれども、何倍かはアジアを主として受け入れる。この間 I I E の委員長さんともお会いしましたけれども、アメリカからも相当来る体制を今考えているそうですが、そういうのを積極的に受け入れていくようなことにもうちょっと力を入れていただけないだろうか、そういうふうに思うんですが、いかがですか。

○小野事務次官 1点目の子どものときから外国語をしゃべれるようにしろと、ごもっともでございまして、実は新しい学習指導要領で総合学習の時間というのが、14年度から本格的に動き出しますが、多くの小学校で英会話なり、子どもの英語の授業がかなり進んでくると思います。確かに私どもTOEFLの世界的なあれを見ましても、日本が非常に低いというのは問題だと思っておりまして、ALTと言いますか、外国の英語指導助手も5,000 人を超えて全国で教育に当たっているわけでございますけれども、そういったものを進めて、とにかく国際的に通じる日本人を育成したい。この点は本当に努力したいと思っております。

○清水審議官 留学生についてのお尋ねでございますけれども、御案内のように、今、留学生は国費、私費合わせて6万5,000 人という状況で、頭打ちであるというのは御指摘のとおりでございます。実はこの辺りさまざまな要因があるだろうと思っております。

1 つは、我が国の留学生は東南アジア諸国が多うございます。とりわけ我が国における暮らしにくさと言いますか、生活水準の問題というのがございます。大部分は私費を占めているということがあります。例えば渡航前の一時金とか、あるいは私費留学生に対する助成金というのは私どもの課題でございます。

もう一つは、我が国の学校、大学制度における学位取得の問題でありますとか、そこに おけるある部分での通有性という御指摘のような問題等々、さまざまな問題もありますし、 勿論、住居の問題もございます。

私ども基本的に、まず経済的な支援というものを中心にしながら、今、先生御指摘になられましたように日本語教育の部分でございます。来年から、何と言いますか、1つは、 海外における日本語教育はなかなか。

- ○宮内議長 簡潔にお願いできますか。
- ○清水審議官 国際交流基金との関係もございますので、統一試験も海外のあれでやるような形を今、考えております。
- ○宮内議長 ありがとうございました。いろいろございますでしょうが、時間が大幅に超

過しておりますので、以上をもちまして、教育分野につきましての意見交換を終わらせて いただきたいと思います。

大変御多用のところ、小野次官始めおいでいただきまして、ありがとうございます。今 度もひとつよろしくお願いします。御協力をお願いいたします。

## (文部科学省関係者退室)

○宮内議長 大変時間が過ぎてしまいまして、予定をオーバーしておりますが、誠に申し訳ございません。以上をもちまして、各省の事務次官との意見交換を一応終了ということにさせていただきますが、これからの中間とりまとめの素案についてでございますが、資料5というものをごらんいただきますと、あと2度開催しようということで、この17日までに素案の審議に入れるようにしたいということでございます。

中間とりまとめは、総論部分と各論ということになっておりますが、総論部分につきましては、今日はお手元の資料の中に重点検討分野の改革の方向性について(案)というのが入っております。これは事務局、それから飯田議長代理と私とで一応つくらせていただいて、(案)ということでこれを出させていただきました。これは第2回会議で皆様方の意見を盛り込ましていただいた形でつくりました修正版でございます。今日これを議論するというのは、時間もございますので、これをお読みになりまして、是非御意見をできるだけ早く事務局まで御連絡いただきたいと思います。今日は審議をしないで御意見をちょうだいするということで、素案審議のときに更に推敲したものを出させていくということにしたいと思います。

各論でございますが、各論はこれから各省庁と必要な議論をするために、こちらから問題提起をしないといけないということでございます。各ワーキング・グループで精力的にまとめていただきまして、今日のヒアリングに至ったわけでございますけれども、おのおの分野につきまして、まとめ方等につきまして、ある程度の全体感というものを持っておく必要があろうかと思います。今日のヒアリングでお感じになられたように、各省庁の意気込みというのも相当違っておりますし、我々の切り込み方につきましても、かなり強弱があったのではないか。そういう意味で、この構造改革の中で今国民から一番期待されておりますのは、規制改革がどこまで進むか。一番早い時点で具体論として出るのが、この会議からの成果ではないかと思います。

そういう意味で、相当前向きの形で、各ワーキング・グループの投げ掛けをしていただくということが必要でございますので、少し形式面の全体調整を一両日の間にさせていただきまして、省庁とワーキング・グループの皆様方とやりとりをしていただく、こういう

形を取らしていただきたいと思います。その結果がどういうことになるかということは、17日まで、各ワーキング・グループで御努力いただくということになりまして、17日に御報告をいただくということになるわけでございます。非常に日にちもございませんけれども、少しこの投げ掛けの素案のまとめを、私どもで調整させていただくということにつきまして、御了解を賜れればと思いますが、そういうことでよろしゅうございましょうか。それでは、あと事務局から連絡事項ございますか。

〇磯部審議官 お手元の今後の日程でございますけれども、資料 5 にありますように、次回は 7 月 17日ということであります。第 6 回といたしまして、 7 月 24日、とりまとめ案審議ということで、一応時間は 2 時間でございますが、特に御議論がなければ早目に切り上げるということも考えておりますけれども、一応 2 時間予定をしていただければと思います。

○宮内議長 それから、日曜日の毎日新聞をごらんになられましたら、この素案の関係記事が取り上げられたということでございます。これは世論を喚起するという意味では大変有効なんでございますけれども、余りこれが出ますと、ワーキング・グループの各省庁との折衝にも非常に差し支えるというのが過去の例でございますので、その点につきまして、今日の資料等のお取り扱いにつきましては、引き続き御留意を賜りたいと思います。

それでは、本日はこれで閉会いたしますが、本日の模様につきましては、記者会見を私からさせていただきまして、一応の概観をお知らせするということにしたいと思います。 大変時間が長くなりましたけれども、ありがとうございました。

なお、環境のメンバーの方、ほんの 5 分ほどで結構でございますので、お残りいただけ ればと思います。